

# 沖縄県中央卸売市場 関係法令集

令和3年12月

沖縄県農林水産部



# 目 次

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例	1
沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則	12
沖縄県中央卸売市場関係要領	
卸売業者許可取扱要領（要領1）	118
予約相対取引取扱要領（要領2）	123
先取りによる卸売取扱要領（要領3）	125
事故品処理取扱要領（要領4）	127
販売原票取扱要領（要領5）	131
仲卸業者許可取扱要領（要領6）	134
売買参加者承認取扱要領（要領7）	140
関連事業者許可要領（要領8）	148
仲卸補助者及び売買参加者補助者の承認取扱要領（要領9）	152
横持人承認取扱要領（要領10）	157
場内取締要領（要領11）	167
沖縄県中央卸売市場取引委員会設置要領（要領12）	169
参考資料	
中央卸売市場関係事業者の各種申請、届出等一覧	172
卸売市場法	180
卸売市場法施行令	190
卸売市場法施行規則	192
卸売市場法関係事務処理要領	203



# 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例

令和2年3月31日

条例第18号

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例

沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年沖縄県条例第1号）の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市場関係者

第1節 卸売業者（第4条—第8条）

第2節 仲卸業者（第9条）

第3節 売買参加者（第10条—第12条）

第4節 関連事業者（第13条—第15条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第16条—第35条）

第4章 市場施設の使用（第36条—第43条）

第5章 監督（第44条—第47条）

第6章 運営協議会（第48条）

第7章 雑則（第49条—第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、県が設置する卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する卸売市場をいう。以下この条及び次条において同じ。）について、法第4条第4項に規定する事項その他必要な事項を定め、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化並びに卸売市場の充実を図り、もって県民生活の安定に資することを目的とする。

（卸売市場の名称及び位置）

第2条 卸売市場の名称は、沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）とする。

2 市場の位置は、浦添市伊奈武瀬一丁目11番1号とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生鮮食料品等 法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。
- (2) 卸売業者 次条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。
- (3) 仲卸業者 第9条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する者をいう。
- (4) 売買参加者 第10条第1項の規定による知事の承認を受けて、市場において卸売を受け、又は仲卸業者から買い受ける者をいう。
- (5) 取引参加者 卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の市場において売買取引を行う者をいう。
- (6) 関連事業者 第13条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場の機能の充実を図り、又は市場の利用者に便益を提供する業務を市場内の施設において営む者をいう。

第2章 市場関係者

第1節 卸売業者

（卸売業務の許可）

第4条 市場において卸売をする業務（以下「卸売業務」という。）を行おうとする者は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載

した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び名称
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の名
- (3) 前項の許可を受けて卸売業務を行おうとする取扱品目の部類

3 知事は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 法人でないとき。
- (2) 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者であるとき。
- (3) 次条第1項又は第47条第1項第1号の規定により第1項の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者であるとき。
- (4) その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるとき。
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者
  - ウ 市場の仲卸業者の役員又は使用人
  - エ 次条第1項又は第47条第1項第1号の規定による第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員であった者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から3年を経過しないもの
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (5) 卸売業務を適確に遂行するため必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。

- (6) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

4 前項に定めるもののほか、知事は、第1項の許可をすることによって、卸売業者の数が規則で定める最高限度の数を超えるときは、同項の許可をしてはならない。

（卸売業務の許可の取消し）

第5条 知事は、卸売業者が前条第3項各号（第1号、第3号及び第5号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 知事は、卸売業者が正当な理由がないのに、前条第1項の許可の通知を受けた日から30日以内に卸売業務を開始せず、又は30日以上引き続きその卸売業務を休止したときは、同項の許可を取り消すことができる。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第6条 卸売業者が事業（市場における卸売業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により卸売業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 第4条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可を受けようとする者」とあるのは、「第6条第1項又は第2項の承認の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立

される法人若しくは分割により卸売業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(卸売業務の開始等の届出)

第7条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第4条第1項の許可に係る卸売業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第4条第1項の許可に係る卸売業務を廃止したとき。
- (3) 第4条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

(せり人の届出等)

第8条 卸売業者は、規則で定めるところにより、市場において行う卸売のせり人の氏名、生年月日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、30日以内に、当該届出のあった卸売業者に対して、規則で定めるせり人章を交付するものとする。
- 3 せり人は、卸売のせりを行うときは、前項のせり人章を着用しなければならない。
- 4 卸売業者は、せり人が卸売のせりを行わなくなったときは、規則で定めるところにより、その旨を遅滞なく、知事に届け出、かつ、第2項のせり人章を返還しなければならない。

#### 第2節 仲卸業者

第9条 市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売しようとする者は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の許可を受けなければならない。

- 2 第4条第2項から第4項まで(第3項第4号エを除く。)の規定は前項の許可について、第5条から第7条までの規定は仲卸業者について準用する。この場合において、第4条第3項第4号ウ中「仲卸業者」とあるのは、「卸売業者」と読み替えるものとする。

#### 第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

第10条 市場においてせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - (1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (2) 法人にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
  - (3) 前項の承認を受けて卸売を受けようとする取扱品目の部類
- 3 知事は、第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
  - (2) 次条又は第47条第1項第3号の規定により第1項の承認を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者であるとき。
  - (3) 卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
  - (4) 卸売の相手方として必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。
  - (5) 暴力団員等であるとき。
  - (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。
  - (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

(売買参加者の承認の取消し)

第11条 知事は、売買参加者が前条第3項各号(第2号及び第4号を除く。)のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

(廃止等の届出)

第12条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により卸売を受けることを廃止したとき。
- (2) 第10条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

#### 第4節 関連事業者

##### (関連事業の許可)

第13条 市場の機能の充実を図り、又は市場の利用者に便益を提供する次に掲げる業務（以下この節において「関連事業」という。）を市場内の施設において営もうとする者は、業務の種類ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 市場における取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売をする業務、市場の取扱品目の生鮮食料品等の保管、貯蔵、運搬等をする業務その他市場の機能の充実を図るものとして規則で定める業務
- (2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務

2 第10条第2項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項第3号中「卸売を受けようとする取扱品目の部類」とあるのは、「営もうとする業務の種類及び内容」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者であるとき。
- (3) 次条又は第47条第1項第4号の規定により第1項の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者であるとき。
- (4) 関連事業を適確に遂行するため必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。
- (5) 暴力団員等であるとき。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

##### (関連事業の許可の取消し)

第14条 知事は、関連事業者が前条第3項各号（第3号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 第5条第2項の規定は、関連事業者について準用する。

##### (関連事業の開始等の届出)

第15条 第7条の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同条第3号中「第4条第2項第1号又は第2号」とあるのは、「第13条第2項において準用する第10条第2項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

#### 第3章 売買取引及び決済の方法

##### (差別的取扱いの禁止)

第16条 知事は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

##### (売買取引の結果の公表等)

第17条 知事は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第3条に規定する方法により、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格その他の同条に規定する事項について、それぞれ規則で定める時まで公表しなければならない。

2 卸売業者は、省令第5条に規定する方法により、取扱品目、生鮮食料品等の引渡しの方法その他の同条に規定する事項について、公表しなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、省令第8条に規定する方法により、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格その他の同条に規定する事項について、それぞれ規則で定める時まで公表し、かつ、知事に報告しなければならない。

##### (卸売業者の売買取引の方法)



- 第18条 卸売業者は、規則で定める生鮮食料品等の品目ごとのせり売若しくは入札又は相対取引の方法により、卸売業務を行わなければならない。
- (売買取引の原則)
- 第19条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。
- (決済の方法)
- 第20条 取引参加者は、売買取引を行う場合は、支払期日、支払方法その他の規則で定める決済の方法により、決済を行わなければならない。
- (受託拒否の禁止)
- 第21条 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、省令第6条に規定する正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。
- (卸売業者の事業報告書等の提出)
- 第22条 卸売業者は、省令第7条第1項で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として省令第7条第3項に規定するものが記載された部分に限る。）について、閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを同条第2項に規定する方法により閲覧させなければならない。
- 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、財産の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- (仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告)
- 第23条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。
- (市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告)
- 第24条 卸売業者は、市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。
- (受託物品の即日販売)
- 第25条 卸売業者は、規則で定める時まで受領した受託物品（出荷者から卸売のための販売の委託を受けた生鮮食料品等をいう。第30条において同じ。）をその日に卸売をしなければならない。ただし、委託者の指図がある場合又は知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- (委託手数料の額)
- 第26条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、取引金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。以下同じ。）に取扱品目ごとに規則で定める率を超えない範囲内で卸売業者が定める率を乗じて得た金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額とする。
- (委託手数料以外の金銭等の收受の禁止)
- 第27条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から前条に規定する委託手数料以外の金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けてはならない。
- (卸売に係る販売代金の変更の禁止)
- 第28条 卸売業者は、卸売に係る販売代金を変更してはならない。ただし、規則で定めるところにより、知事が指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。
- (受託契約約款の届出)
- 第29条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、これを速やかに知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- (販売前における受託物品の検収)
- 第30条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対して直ちに当該受託物品の品

目、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。

2 卸売業者は、受託物品（市場外で引渡しをする受託物品を除く。）の受領に当たっては、検収を確実にやり、受託物品の品目、数量、等級、品質等について相違を認めるときは、規則で定めるところにより、知事が指定する検査員の確認を受け、その結果を委託者に報告しなければならない。ただし、委託者又はその代理人が受託物品の受領に立ち合い、承諾した場合は、この限りでない。

3 卸売業者は、受託物品について相違を認めるときは、前項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受けなければ、委託者に対抗することができない。

（仲卸業者の販売の委託の引受けの禁止）

第31条 仲卸業者は、市場における業務については、第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

（仲卸業者の事業報告書の提出）

第32条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内にこれを知事に提出しなければならない。

（仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受けの報告）

第33条 仲卸業者は、卸売業者以外の者から第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を買って受けて市場内の店舗において販売したときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

（売買取引の制限）

第34条 知事は、せり売又は入札の方法による卸売が談合その他不正な行為があると認めるときは、その売買取引（卸売業者にあつては、販売の委託の引受けを含む。）を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を命ずることができる。

2 知事は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その売買取引を差し止めることができる。

（1） 売買取引について不正又は不当な行為をしたと認められるとき。

（2） 買受代金の支払を怠ったとき。

（衛生上有害な物品の売買禁止等）

第35条 知事は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。

3 知事は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

#### 第4章 市場施設の使用

（市場施設の使用指定等）

第36条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他使用条件は、知事が指定する。

2 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。

3 知事は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 公益を害するおそれがあると認められるとき。

（3） 市場施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、市場施設の管理上支障があると認められるとき。

（工作物の設置等）

第37条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者（次条から第43条までにおいて「使用者」という。）は、その使用する市場施設に工作物その他の設備を設置し、又は市場施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第38条 使用者は、市場施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定又は許可の取消し等)

第39条 知事は、市場施設の使用に関し使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第36条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を取り消し、又は市場施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 使用の指定又は許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第36条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(放置物件の除去命令)

第40条 知事は、市場内における放置物件が市場施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該放置物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第41条 使用者は、市場施設の使用を終えたとき、又は第36条第1項の規定による指定若しくは同条第2項の規定による許可を取り消されたときは、直ちに市場施設に設置した工作物その他の設備を撤去し、市場施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 知事は、使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第42条 使用者は、その使用に際し、市場施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(使用料等)

第43条 使用者は、別表に掲げる金額の範囲内において規則で定める使用料の額並びに当該使用料の額に係る消費税額及び地方消費税額を、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに納付しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 月額による使用料 その月分を毎月25日
- (2) 月額による使用料以外の使用料 その月分を翌月25日

- 2 知事は、公益上特別の必要があると認められるときその他規則で定める特別の理由がある場合は、前項の使用料を減免することができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、公用又は公共用に供するため、その使用の許可の取消し又はその効力の停止がなされたときその他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 使用者が市場において使用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事が指定するものは、使用者の負担とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、使用料及び費用の負担に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 監督

(報告及び検査)

第44条 知事は、この条例(第2章及び第3章の規定に限る。以下この章及び第54条において同じ。)の施行に必要な限度において、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問し、若しくは必要な指示をさせることができる。

- 2 前項の規定により立ち入り、質問又は指示をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第45条 知事は、取引参加者及び関連事業者に対し、市場における公正な取引を確保するため必要があると認めるときは、第3章に定める市場における業務に関し遵守すべき事項(次条第1項において「遵守事項」という。)に従った売買取引が行われるよう必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告及び命令)

第46条 知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に従った売買取引が行われていないと認めるときは、当該指導又は助言を受けた者に対し、相当の期限を定めて、遵守事項に従った売買取引を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督処分)

第47条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずるほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める処分をすることができる。

(1) 卸売業者 第4条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(2) 仲卸業者 第9条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸業者が行う業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(3) 売買参加者 第10条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

(4) 関連事業者 第13条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る関連事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずるほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても前項の規定を適用する。

## 第6章 運営協議会

第48条 市場の業務の運営に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査審議を行わせるため、沖縄県中央卸売市場運営協議会(以下この条において「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 雑則

(卸売業務の代行)

第49条 知事は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由により卸売業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し、販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった生鮮食料品等について、自らその卸売業務を行うものとする。

(無許可営業の禁止)

第50条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに知事が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反した者に対し、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入等に関する指示)

第51条 市場に出入りし、市場施設を使用し、又は物品を搬入し、搬出し、及び市場内において運搬する者は、知事の指示に従わなければならない。

2 知事は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

(市場の秩序保持等)

第52条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 知事は、市場の秩序保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場に入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第53条 この条例の規定による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、承認又は指定を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(過料)

第54条 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者は、5万円以下の過料に処する。

(規則への委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年6月21日）から施行する。

(沖縄県卸売市場審議会設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 沖縄県卸売市場審議会設置条例（昭和48年沖縄県条例第7号）

(2) 沖縄県卸売市場条例（昭和48年沖縄県条例第8号）

(3) 沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例（昭和55年沖縄県条例第10号）

(沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項第3号の規定による廃止前の沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例第1条の規定により置かれた沖縄県中央卸売市場運営協議会（以下「旧協議会」という。）は、改正後の沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第48条第1項の規定により置かれた協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第48条第3項の規定により、同条第1項の規定により置かれた協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(卸売業者に関する経過措置)

5 新条例第4条第1項の規定による卸売業務の許可、新条例第8条第1項の規定によるせり人の届出、新条例第29条の規定による受託契約約款の届出及び新条例第36条第1項の規定による市場施設の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(保証金に関する経過措置)

- 6 知事は、この条例の施行の際現に改正前の沖縄県中央卸売市場条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項、第20条第1項、第32条第1項又は第70条第3項の規定により預託されている保証金を、新条例の施行後遅滞なく、当該保証金を預託した卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は旧条例第70条第2項の許可を受けた者に返還しなければならない。

(仲卸しの業務の許可等に関する経過措置)

- 7 この条例の施行の際現に旧条例第19条第1項の規定による仲卸しの業務の許可を受け、旧条例第25条第1項第1号の規定による仲卸しの業務を開始した旨の届出をした者は、施行日に新条例第9条第1項の許可を受け、同条第2項において準用する新条例第7条第1号の規定による仲卸業者が行う業務を開始した旨の届出をしたものとみなす。

(売買参加者の承認に関する経過措置)

- 8 この条例の施行の際現に旧条例第27条第1項の規定による売買参加者の承認を受けている者は、施行日に新条例第10条第1項の規定による売買参加者の承認を受けたものとみなす。

(関連事業の許可等に関する経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に旧条例第30条第1項の規定による第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受け、旧条例第35条第1項第1号の規定によるこれらの業務を開始した旨の届出をした者は、施行日に新条例第13条第1項の規定による関連事業の許可を受け、新条例第15条において準用する新条例第7条第1号の規定による関連事業を開始した旨の届出をしたものとみなす。

(仲卸しの業務及び関連事業の休止に関する経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項第1号又は旧条例第35条第1項第1号の規定による仲卸しの業務又は第1種関連事業若しくは第2種関連事業を休止した旨の届出をした者は、施行日に新条例第9条第2項において準用する新条例第7条第1号又は新条例第15条において準用する新条例第7条第1号の規定によるこれらの業務を休止した旨の届出をしたものとみなす。

(市場施設の使用指定に関する経過措置)

- 11 この条例の施行の際現に旧条例第70条第1項の規定により知事がした市場施設の指定（卸売業者に係るものを除く。）は、施行日に新条例第36条第1項の規定により知事がした市場施設の指定とみなす。

(市場施設の使用許可に関する経過措置)

- 12 この条例の施行の際現に旧条例第70条第2項の規定による市場施設の使用の許可を受けている者は、施行日に新条例第36条第2項の規定による市場施設の使用の許可を受けたものとみなす。

(知事がした命令に関する経過措置)

- 13 施行日前に旧条例第79条第1項、第2項及び第4項の規定により知事が施行日以後の日を終期とする期間を定めてした命令は、施行日に新条例第47条各項の規定により知事がその者に対して当該期間の満了の日を終期とする期間を定めてした命令とみなす。

- 14 施行日前に旧条例第79条第3項の規定により知事がせり人に対してした命令の効力については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

- 15 施行日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。  
別表（第43条関係）

種別		金額
卸売業者市場使用料	青果部	その月の取引金額の1,000分の4に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額 350円
	花き部	その月の取引金額の1,000分の4に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額 640円
仲卸業者市場使	青果部	第33条の規定によりその月の販売した金額（消費税額及

用料		び地方消費税額を除く。以下「販売金額」という。)の1,000分の4に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 2,640円
	花き部	販売金額の1,000分の4に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 1,680円
倉庫使用料	青果部	1平方メートルにつき月額 1,720円
	花き部	1平方メートルにつき月額 1,210円
冷蔵庫使用料		1式につき月額 3,638,000円
加工施設使用料		1平方メートルにつき月額 2,170円
関連事業者市場使用料		1平方メートルにつき月額 2,720円
銀行事務所使用料		1平方メートルにつき月額 2,720円
関係業者・団体事務所使用料		1平方メートルにつき月額 2,180円
統計情報事務所使用料		1平方メートルにつき月額 2,180円
敷地使用料		1平方メートルにつき月額 50円
搬送機械使用料		構内運搬車1台につき月額 15,000円
		フォークリフト1台につき月額 84,000円

# 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則

令和2年5月25日  
規則第39号

改正 令和3年26日規則第22号

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則

沖縄県中央卸売市場条例施行規則（昭和59年沖縄県規則第12号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市場関係者
  - 第1節 卸売業者（第6条—第13条）
  - 第2節 仲卸業者（第14条—第17条）
  - 第3節 売買参加者（第18条—第24条）
  - 第4節 関連事業者（第25条—第29条）
- 第3章 売買取引及び決済の方法（第30条—第55条）
- 第4章 市場施設の使用（第56条—第68条）
- 第5章 監督（第69条）
- 第6章 運営協議会（第70条—第76条）
- 第7章 雑則（第77条—第81条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（令和2年沖縄県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（取扱品目）

第3条 条例第4条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規則で定める取扱品目の部類は、青果部及び花き部とする。

2 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定める物品とする。

（1）青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに豆加工品、香辛料、はちみつその他の食料品で知事が認めるもの

（2）花き部 花き及びその加工品

（開場の期日等）

第4条 市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

（1）日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの間にある日曜日を除く。）

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）1月2日から同月4日まで及び12月31日

（4）旧正月（旧暦の1月1日及び2日）

（5）6月23日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日）

（6）旧盆（旧暦の7月15日及び16日）

2 知事は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 卸売業者は、開場日に臨時に休業し、又は開場日以外の日に臨時に営業しようとするときは、あらかじめ期日及びその理由を明示して知事の承認を受けなければならない。



(開場の時間及び卸売のための時間)

第5条 市場の開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

2 卸売業者が行う卸売のための時間は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 青果部 午前5時から午後3時まで

(2) 花き部 午前9時から午後7時まで

## 第2章 市場関係者

### 第1節 卸売業者

(許可の申請)

第6条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、卸売業務許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の本籍の記載のある住民票の写し、履歴書(第2号様式)、市町村長が発行する身分証明書及び写真(提出前3月以内に脱帽正面で撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの。以下同じ。)

(4) 株主、出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面(第3号様式)

(5) 卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)第7条第1項に規定する別記様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書

(6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書(第4号様式)

(7) 申請者が他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。)を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等(総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。)の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係

イ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員を過半数を占める関係

ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係(イに掲げるものを除く。)

(8) 申請者が条例第4条第3項各号(第1号及び第5号を除く。)に掲げる者に該当しないことを誓約する書面(第5号様式)

(9) その他知事が必要と認める書類

2 条例第4条第4項の規則で定める最高限度の数は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとにそれぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 青果部 1

(2) 花き部 2

(許可証の交付)

第7条 知事は、条例第4条第1項の許可をしたときは、業務許可証(第6号様式)を交付するものとする。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の承認申請)

第8条 条例第6条第1項の承認を受けようとする者は、卸売業者事業譲渡し譲受け承認申請書(第7号様式)に、譲渡人及び譲受人についての次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 第6条第1項に掲げる書類
- (2) 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 条例第6条第2項の合併の承認を受けようとする者は、卸売業者合併承認申請書(第8号様式)に、当該申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 第6条第1項に掲げる書類
- (2) 合併に係る契約書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 条例第6条第2項の分割の承認を受けようとする者は、卸売業者分割承認申請書(第9号様式)に、当該申請者及び分割により当該業務を承継する法人についての次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 第6条第1項に掲げる書類
- (2) 分割に係る計画書又は契約書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(卸売業務の開始等の届出)

第9条 条例第7条第1号及び第2号の規定による届出をしようとする者は、業務開始等届出書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第7条第3号の規定による届出をしようとする者は、名称変更等届出書(第11号様式)に、登記事項証明書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

3 卸売業者又は清算人は、卸売業者(業務を執行する役員を含む。)が刑事事件に関し起訴されたとき、その職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき、若しくはこれらについて判決があったとき、又は破産手続開始の決定を受けたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(不適格事項該当の届出)

第10条 卸売業者は、条例第4条第3項各号(第1号、第3号及び第5号を除く。)に該当することになったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(財務監査報告書の提出)

第11条 知事は、必要と認めるときは、卸売業者に対してその業務に関する書類及び公認会計士による財務監査報告書の提出を命ずることができる。

(せり人の届出等)

第12条 条例第8条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の名称
- (2) せり人の住所
- (3) せり人がせりを行う取扱品目の部類

2 条例第8条第1項の規定による届出をしようとする者は、せり人届出書(第12号様式)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) せり人の履歴書(第2号様式)
- (2) 写真

3 条例第8条第2項の規則で定めるせり人章は、第13号様式によるものとする。

4 せり人は、卸売のせりに従事するときは、前項のせり人章をつけた帽子を着用しなければならない。

5 卸売業者は、せり人がせり人章を紛失し、又は汚損したときは、再交付申請書(第14号様式)により、遅延なく、その旨を知事に届け出て、その再交付を受けなければならない。

6 条例第8条第4項の規定による届出をしようとする者は、せり人廃止届出書(第15号様式)

式)を知事に提出しなければならない。

(卸売業者の帽子等の着用)

第13条 卸売業者の役員、職員及び使用人は、卸売場内においては一定の帽子及び記章を着用しなければならない。

2 卸売業者は、前項の記章を定めたとき、又は変更したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、前項の記章の変更を命ずることができる。

#### 第2節 仲卸業者

(許可の申請)

第14条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書(第16号様式)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の本籍の記載のある住民票の写し、履歴書(第2号様式)、市町村長が発行する身分証明書及び写真

(4) 株主、出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面(第3号様式)

(5) 最近2年間における事業実績書(第17号様式)

(6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書(第18号様式)

(7) 申請者が条例第9条第2項において準用する条例第4条第3項各号(第1号及び第5号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(第5号様式)

(8) 当該法人のため常時売買に参加する者の本籍の記載のある住民票の写し、履歴書(第2号様式)、市町村長が発行する身分証明書及び写真

(9) その他知事が必要と認める書類

2 条例第9条第2項において準用する条例第4条第4項の規則で定める最高限度の数は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 青果部 16

(2) 花き部 6

(仲卸業者章の交付、着用等)

第15条 知事は、条例第9条第1項の許可をしたときは、仲卸業者章(第19号様式)を交付するものとする。

2 仲卸業者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の仲卸業者章をつけた帽子を着用しなければならない。

3 仲卸業者は、その資格を失ったときは、速やかに第1項の仲卸業者章を知事に返還しなければならない。

4 第12条第5項の規定は、第1項の仲卸業者章の再交付について準用する。

(仲卸補助者の承認等)

第16条 仲卸業者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、知事の承認を受けて、仲卸補助者(仲卸業者の役員又は使用人で仲卸業者を補助して卸売業者の行う卸売に参加するものをいう。以下同じ。)を置くことができる。

2 仲卸業者は、前項の承認を受けようとするときは、仲卸補助者承認申請書(第20号様式)に、仲卸補助者についての次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 履歴書(第2号様式)及び写真

(2) 本籍の記載のある住民票の写し及び市町村長が発行する身分証明書

(3) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第1項の承認をしたときは、仲卸補助者章(第21号様式)を仲卸業者に交付するものとする。

4 仲卸補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の仲卸補助者章をつけた帽子を着用しなければならない。

5 仲卸業者は、仲卸補助者がその資格を失ったときは、速やかに、仲卸補助者廃止届出書（第22号様式）に、第3項の仲卸補助者章を添えて、これを知事に提出しなければならない。

6 第12条第5項の規定は、第3項の仲卸補助者章の再交付について準用する。

（卸売業者の規定の準用）

第17条 第7条から第11条までの規定は、仲卸業者に準用する。この場合において、第9条第3項中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者又は仲卸補助者」と読み替えるものとする。

第3節 売買参加者

（売買参加者の承認の申請）

第18条 条例第10条第1項の承認を受けようとする者は、売買参加者承認申請書（第23号様式又は第24号様式）に、次の各号に掲げる申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（1）申請者が個人の場合 次のアからクまでに掲げる書類

ア 履歴書（第2号様式）及び写真

イ 資産調書（第25号様式）

ウ 本籍の記載のある住民票の写し

エ 市町村長が発行する身分証明書

オ 最近2年間における事業実績書（第26号様式）

カ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書（第27号様式）

キ 申請者が条例第10条第3項各号（第4号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（第5号様式）

ク その他知事が必要と認める書類

（2）申請者が法人の場合 次のアからキまでに掲げる書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 当該法人の代表者及び当該法人のため常時売買に参加する者の住民票の写し、履歴書（第2号様式）、市町村長が発行する身分証明書及び写真

エ 最近2年間における事業実績書（第26号様式）

オ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書（第27号様式）

カ 当該法人の代表者及び当該法人のため常時売買に参加する者が条例第10条第3項各号（第4号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（第5号様式）

キ その他知事が必要と認める書類

2 条例第10条第1項の承認の有効期間は、承認の日から起算して5年以内とする。

（承認証の交付）

第19条 知事は、条例第10条第1項の承認をしたときは、売買参加者承認証（第28号様式）を交付するものとする。

（売買参加者章の交付及び着用）

第20条 知事は、条例第10条第1項の承認をしたときは、売買参加者章（第29号様式）を交付するものとする。

2 売買参加者は、卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に参加するときは、前項の売買参加者章をつけた帽子を着用しなければならない。

3 第12条第5項の規定は、第1項の売買参加者章の再交付について準用する。

4 売買参加者は、その資格を失ったときは、速やかに第1項の売買参加者章を知事に返還しなければならない。

（承認の更新）

第21条 売買参加者は、第18条第2項の有効期間満了の日後も引き続き卸売業者からせり売又は入札の方法による卸売を受けようとするときは、売買参加者の承認の更新を受けなければならない。

2 前項の承認の更新を受けようとする売買参加者は、売買参加者承認更新申請書（第30号様式又は第31号様式）に、事業実績書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを当

該有効期間満了の日の30日前までに知事に提出しなければならない。

3 第18条第2項の規定は、第1項の承認の更新について準用する。

(売買参加補助者の承認等)

第22条 売買参加者は、その取引の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるときは、知事の承認を受けて、売買参加補助者(売買参加者の役員又は使用人で売買参加者を補助して卸売業者の行う卸売に参加するものをいう。以下同じ。)を置くことができる。

2 売買参加者は、前項の承認を受けようとするときは、売買参加補助者承認申請書(第32号様式)に、売買参加補助者についての次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 履歴書(第2号様式)及び写真

(2) 本籍の記載のある住民票の写し及び市町村長が発行する身分証明書

(3) その他知事が必要と認めるもの

3 知事は、第1項の承認をしたときは、売買参加補助者章(第33号様式)を売買参加者に交付するものとする。

4 売買参加補助者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加補助者章をつけた帽子を着用しなければならない。

5 第16条第5項の規定は、第1項の売買参加補助者の廃止について準用する。

6 第16条第6項の規定は、第3項の売買参加補助者章の再交付について準用する。

(名称変更等の届出)

第23条 条例第12条第1号の規定による届出をしようとする者は、売買参加者廃止届出書(第34号様式)を知事に提出しなければならない。

2 条例第12条第2号の規定による届出をしようとする者は、名称変更等届出書(第11号様式)に、登記事項証明書その他知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(不適格事項該当の届出)

第24条 売買参加者は、条例第10条第3項各号(第2号及び第4号を除く。)に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

#### 第4節 関連事業者

(関連事業の種類)

第25条 条例第13条第1項第1号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 精算代払業

(2) 金融業

(3) 前2号に定めるもののほか、市場機能の充実に資するため知事が必要と認める業務

2 条例第13条第1項第2号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 日用雑貨小売業

(2) 薬局の業務

(3) 前2号に定めるもののほか、市場の利用者に便益を提供するため知事が必要と認める業務

(許可の申請)

第26条 条例第13条第1項の規定による許可の申請は、関連事業者許可申請書(第35号様式)に、次の各号に掲げる申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人の場合 次のアからクまでに掲げる書類

ア 履歴書(第2号様式)

イ 資産調書(第25号様式)

ウ 本籍の記載のある住民票の写し

エ 市町村長が発行する身分証明書

オ 最近2年間における事業実績書(第36号様式)

カ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書(第37号様式)

キ 申請者が条例第13条第3項各号（第4号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（第5号様式）

ク その他知事が必要と認めるもの

(2) 申請者が法人の場合 次のアからクまでに掲げる書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 当該法人の代表者の本籍の記載のある住民票の写し及び履歴書（第2号様式）並びに市町村長が発行する身分証明書

エ 株主、出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（第3号様式）

オ 最近2年間における事業実績書（第36号様式）

カ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書（第37号様式）

キ 当該法人の代表者が条例第13条第3項各号（第4号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（第5号様式）

ク その他知事が必要と認めるもの

（許可証の交付）

第27条 知事は、条例第13条第1項の規定による許可をしたときは、関連事業者許可証（第38号様式）を交付するものとする。

（不適合事項該当の届出）

第28条 関連事業者は、条例第13条第3項各号（第3号及び第4号を除く。）に該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（卸売業者の規定の準用）

第29条 第9条の規定は、関連事業者について準用する。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第30条 条例第17条第1項の規則で定める時は、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時とする。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量 その日のせり売を開始する時

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 その日の翌日のせり売を開始する時

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第31条 条例第17条第3項の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目の部類に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時までに行うものとする。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量 その日のせり売を開始する時

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 その日の翌日のせり売を開始する時

(3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（条例第17条第2項の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。） 毎月10日

（卸売予定数量等の報告）

第32条 条例第17条第3項の規定による報告は、次に掲げる事項について行わなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量

(2) その日の卸売の数量及び価格

(3) 月ごとの卸売をした物品の品名、数量、取引金額及び卸売金額

(4) 月ごとの仲卸業者及び売買参加者に対する卸売の数量及び金額

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の報告は、同項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあつては、主要な産地と併せて報告すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあつては、売買取引の方法ごとに、価格を高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいい、個々の商品ごと

に価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。)及び安値(中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいい、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。)に区分して行うこと。

(3) 前項第1号及び第2号に掲げる事項にあつては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア せり売又は入札の方法による卸売

イ 相対の方法による卸売

3 第1項に掲げる事項の報告は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 第1項第1号に掲げる事項にあつては、せり売を開始する1時間前までに卸売予定数量等報告書(第39号様式)によること。

(2) 第1項第2号に掲げる事項にあつては、翌販売日のせり売を開始する1時間前までに売上高報告書(第40号様式)及び主要品目販売価格報告書(第41号様式)によること。

(3) 第1項第3号に掲げる事項にあつては、毎月10日までに、月間市況等報告書(第42号様式)、売上高日計表(第43号様式)、取引金額報告書(第44号様式)及び品目別産地別月間売上高報告書(第45号様式)によること。

(4) 第1項第4号に掲げる事項にあつては、毎月10日までに、仲卸業者及び売買参加者に対する卸売結果報告書(第46号様式)によること。

(現品又は見本による卸売)

第33条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によって行わなければならない。

ただし、これと異なる取引慣習があるときは、銘柄によることができる。

2 卸売業者は、見本又は銘柄によって卸売をする場合においては、その卸売をする時までに、当該卸売をする物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他卸売に必要な事項が明らかになるように措置しなければならない。

(現品又は見本の配列)

第34条 卸売業者は、卸売場で卸売をする場合においては、その卸売をする時までに仲卸業者及び売買参加者が十分に下見ができるように現品又は見本を卸売場に配列しなければならない。

(せり売の方法)

第35条 せり売は、せり人がその販売物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後でなければ開始してはならない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたときにこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、呼び上げ回数は、適宜、これを増減することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指値のある受託物品については、最高申込価格が当該指値に達しないときは、せり落しは決定しないものとする。

4 せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法によってせり落し人を決定しなければならない。

5 せり人は、せり落し人が決定したときには、直ちにせり落し価格及びせり落し人の氏名、商号又は記章の番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第36条 入札は、卸売業者がその販売物品について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後でなければ開始してはならない。

2 入札は、入札票(第47号様式)により行わなければならない。

3 開札は、入札終了後、直ちに行わなければならない。

4 最高入札価格をもって入札をした者を、落札者とする。ただし、指値のある受託物品について、最高入札価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

5 前条第4項及び第5項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第37条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者が不明な入札

(2) 入札金額その他入札票の記載事項が不明な入札

- (3) 1人が2以上の入札票を提出した入札
  - (4) 入札に際して不正又は不当な行為があった入札
  - 2 前項の規定により入札が無効となったときは、卸売業者は、開札の際にその理由を明示し、当該入札が無効である旨を告知しなければならない。
    - (せり売又は入札の異議の申立て)
- 第38条 せり売又は入札に参加した者は、せり売又は入札が条例第34条第1項の規定に該当することによりせり落し又は落札の決定に異議があるときは、直ちに知事にその旨を申し立てることができる。
- (売買取引の方法)
- 第39条 条例第18条の規則で定める生鮮食料品等の品目ごとのせり売若しくは入札又は相対取引の方法は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。
- (1) 別表第1の左欄に掲げる物品のうち、それぞれ同表の中欄に掲げる品目毎日の卸売予定数量のうち同表の右欄に掲げる割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引
  - (2) 別表第1の中欄に掲げる品目以外のものせり売若しくは入札の方法又は相対取引
- 2 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、相対取引の方法によることができる。
- (1) 災害が発生したとき。
  - (2) 入荷が遅延したとき。
  - (3) 卸売の相手方が少数であるとき。
  - (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をするとき。
- 3 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、知事の承認を受けて相対取引の方法によることができる。
- (1) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した取扱物品の卸売をするとき。
  - (2) 緊急に出港する船舶に物品を供給するためその他やむを得ない理由により通常の卸売の開始の時間前に卸売をするとき。
- 4 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売を行う場合は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。
- 5 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、次に掲げる場合であって知事が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
- (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少したとき。
  - (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加したとき。
- 6 知事は、別表第1に掲げる割合を定め、又は変更しようとするときは、取引参加者の意見を聴くとともに、その数値を卸売場内の掲示板に掲示するものとする。
- 7 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、卸売の方法の設定又は変更をしようとするときは、その卸売の方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。
- 8 第3項第1号の承認の申請は、予約相対取引承認申請書（第48号様式）に当該予約相対取引に係る契約書の写しを添付しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 9 第3項第2号の承認の申請は、卸売の開始時間前の卸売承認申請書（第49号様式）によりしなければならない。
- 10 卸売業者は、相対取引による卸売をした場合は、毎月10日までに前月中の実績を相対取引報告書（第50号様式）により知事に報告しなければならない。
- (条例第20条の規則で定める決済の方法)
- 第40条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに売買仕切金を支払わなければならない。
- 2 卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、その出荷者に対し、速やかに（出荷



者との特約がある場合には、その特約の期日までに) 買い受けた物品の代金を支払わなければならない。

- 3 卸売業者から卸売を受けた者は、当該卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(買い受けた金額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた金額とする。)を支払わなければならない。
- 4 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金を遅滞なく(仲卸業者との特約がある場合には、その特約の期日までに)支払うよう努めなければならない。
- 5 仲卸業者は、卸売業者以外の者から物品を買い受けたときは、その出荷者に対し、速やかに(出荷者との特約がある場合には、その特約の期日までに)代金を支払わなければならない。
- 6 市場における売買取引の支払方法は、現金払、送金その他知事が別に定める方法によるものとする。

(財産の状況を記載した書類の提出)

第41条 条例第22条第3項の財産の状況を記載した書類は、残高試算表(第51号様式)とし、毎月10日までに前月分を知事に提出しなければならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の報告)

第42条 条例第23条の規定による報告は、毎月10日までに、前月中に卸売をした生鮮食料品等について、仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売結果報告書(第52号様式)によりしなければならない。

(市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告等)

第43条 条例第24条の規定による報告は、毎月10日までに、前月中に卸売をした生鮮食料品等について、市場外にある生鮮食料品等の卸売結果報告書(第53号様式)によりしなければならない。

- 2 卸売業者は、出荷された生鮮食料品等を市場外の場所に搬入して卸売をする場合において、当該生鮮食料品等の保管場所について知事の指定を受けるときは、次に掲げる事項を記載した市場外保管場所指定申請書(第54号様式)に、その保管場所の位置、その保管場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記載した図面を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称
- (2) 保管場所の所在地及びその場所にある施設の名称
- (3) 保管場所に置く生鮮食料品等の種類

- 3 前項の規定による指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、遅滞なく、市場外指定保管場所指定解除申出書(第55号様式)を知事に提出しなければならない。

(受託物品の即日販売及び販売日の変更承認申請)

第44条 条例第25条に規定する規則で定める時は、卸売を開始する時とする。ただし、卸売業者が第47条に規定する受託契約約款において受領の時間を設定したとき、又はその日の卸売のための時間内に販売できると判断したときは、この限りでない。

- 2 条例第25条ただし書に規定する知事が特別の理由があると認める場合は、その日の卸売により残品となったときとする。
- 3 条例第25条ただし書に規定する知事の承認を受けようとする卸売業者は、販売日変更承認申請書(第56号様式)を知事に提出しなければならない。

(委託手数料に係る率の上限)

第45条 条例第26条の取扱品目ごとに規則で定める率は、次の各号に掲げる取扱品目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

- (1) 野菜及びその加工品 100分の8.5
- (2) 果実及びその加工品 100分の7.0
- (3) 別表第1に掲げる食料品 100分の5.0
- (4) 花き及びその加工品 100分の9.5

(卸売に係る販売代金の変更)

第46条 条例第28条ただし書の正当な理由があるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 卸売をした物品に市場取引の経験上、予見し難い瑕(か)疵(し)があつて、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
- (2) 卸売をした物品に粗悪品が混入され、選別が不十分と認められるとき。
- (3) 卸売をする物品に表示された数量、品質等と卸売をした物品の数量、品質等が著しく相違しているとき。
- (4) その他知事が特別の事情があると認めるとき。

2 卸売業者は、前項各号に掲げる理由により卸売代金の変更をしようとするときは、卸売物品異状確認申請書(第57号様式)を知事に提出しなければならない。

3 条例第28条の検査員は、前項の申請書の提出があつたときは、当該申請に係る事情が第1項各号の規定に該当するか否かを確認しなければならない。

(受託契約約款の届出)

第47条 条例第29条の規定による届出は、受託契約約款届出書(第58号様式)によりしなければならない。

2 条例第29条の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受信場所に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の販売に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及びその取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- (9) 委託手数料に係る率に関する事項
- (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (11) 仕切りに関する事項
- (12) 卸売の代行に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市場における卸売のための販売の委託の引受けに関する重要事項

3 卸売業者は、受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(受託物品の異状確認検査)

第48条 条例第30条第1項の規定による通知は、条例第29条の受託契約約款で定める方法により行わなければならない。

2 条例第30条第2項の確認の申請は、受託物品異状確認申請書(第59号様式)によりしなければならない。

3 条例第30条第2項の検査員は、同項の確認をしようとするときは、当該確認の申請をした卸売業者を立ち合わせ、受託物品の容器、荷作り、個数、重量、鮮度、品質等について確認しなければならない。

(仲卸業者の事業報告書の提出)

第49条 条例第32条の規定による事業報告書の提出は、仲卸業者事業報告書(第60号様式)に、貸借対照表、損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えてしなければならない。

(仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受けの報告)

第50条 条例第33条の規定による報告は、毎月10日までに、前月中に販売した物品について、卸売業者以外の者からの買受け物品販売届出書(第61号様式)によりしなければならない。

(取扱品目以外の物品の届出)

第51条 卸売業者は、許可に係る取扱品目の部類に属しない物品について販売の委託を受けたときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(販売原票の作成)

第52条 卸売業者は、物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票（第62号様式）を作成しなければならない。

2 卸売業者は、前項の販売原票には、出荷者並びに当該卸売をした物品の品目、等級、単価、数量及び買受人を正確に記載しなければならない。

3 卸売業者は、販売原票に記載した単価、数量及び買受人を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

（売渡票の作成）

第53条 卸売業者は、前条の規定により販売原票を作成したときは、当該販売原票に基づいて直ちに売渡票（第63号様式）を作成し、買受人に交付しなければならない。

（卸売をした相手方の明示）

第54条 卸売業者は、卸売をした物品を買い受けた者が明らかになるように、当該物品に荷渡票（第64号様式）を貼付しなければならない。

2 卸売業者から卸売を受けた者は、卸売りを受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

（売買仕切書の作成）

第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、速やかに売買仕切書（第65号様式）を作成し、出荷者に送付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書に次に掲げる事項を正確に記載しなければならない。

（1） 卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。）、数量及び単価に数量を乗じて得た額の合計額並びに当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する額（当該物品を委託した者の責めに帰すべき理由により条例第28条の規定による卸売に係る販売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量及び単価に数量を乗じて得た額の合計額並びに当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する額）

（2） 控除すべき卸売業者が定める委託手数料及び卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。）

（3） 売買仕切金（第1号に掲げる合計額に当該合計額の消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額から前号に掲げる委託手数料及び費用を控除した額をいう。）

#### 第4章 市場施設の使用

（市場施設の使用指定）

第56条 知事は、条例第36条第1項の規定による指定をしたときは、市場施設使用指定書（第66号様式）を交付するものとする。

2 条例第36条第1項の市場施設の使用期間は、1年を超えないものとする。

3 前項の使用期間は、1年を超えない範囲内において更新することができる。

（市場施設の使用許可申請）

第57条 条例第36条第2項の規定による許可を受けようとする者は、市場施設使用許可申請書（第67号様式）に、知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（使用許可）

第58条 知事は、条例第36条第2項の規定による許可をしたときは、市場施設使用許可証（第68号様式）を交付するものとする。

2 知事は、市場施設の使用を許可した後においても必要があると認めるときは、使用条件の一部を変更することができる。

（現状変更の承認申請等）

第59条 条例第37条の承認を受けようとする者は、市場施設現状変更承認申請書（第69号様式）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（1） 設計図

（2） 仕様書

（3） 費用見積書

（4） その他知事が必要と認める書類

- 2 市場施設に看板、装飾、広告物等を設置する行為は、市場施設の現状を変更する行為とみなす。
- 3 知事は、条例第37条の承認をした後においても、必要があると認めるときは、当該使用者に対し、相当の指示をし、又は当該承認に係る行為の変更若しくは除去を命ずることができる。
- 4 条例第37条の承認又は前項の指示等を受けた使用者は、市場施設の現状変更の完了後、速やかにその旨を知事に届け出て、確認を受けた後でなければ当該市場施設を使用することができない。

(市場施設の滅失等の届出)

第60条 使用者は、その使用する市場施設について、滅失又は毀損により補修を要する箇所を発見したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(市場施設の清掃等)

第61条 使用者は、市場施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積し、その他市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。

- 2 使用者は、商品、容器その他の物件を通路、駐車場その他使用の指定又は許可を受けた場所以外の場所に置いてはならない。
- 3 使用者は、通路、排水路その他の共同の使用場所を共同して清掃しなければならない。
- 4 何人も許可なく、ごみその他の廃棄物を市場内で焼却し、若しくは放置し、又は市場内に持ち込んで서는ならない。

(原状回復の確認)

第62条 使用者は、条例第41条第1項の規定により返還に伴う原状回復の措置をとったときは、市場施設返還及び原状回復届出書(第70号様式)を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

- 2 知事は、条例第41条第2項の規定により原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、市場施設原状回復命令書(第71号様式)によるものとする。
- 3 知事は、使用者が前項の規定により命じられた期間内に原状回復の措置を講じないときは、原状回復の期限の翌日から起算して原状回復の日までの当該施設に係る次条第1項に規定する使用料に相当する金額を納付させることができる。

(使用料)

第63条 条例第43条第1項の規則で定める使用料の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 使用者は、市場施設を使用しない場合においても、前項の使用料を納付しなければならない。

(使用料の計算方法)

第64条 月額による使用料は、その月の使用期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を30で除して得た額に、その月における使用日数を乗じて計算するものとする。

- 2 使用料が面積を単位として定められている場合において、使用する面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を1平方メートルとして使用料の額を算定する。

(使用料の納付期限)

第65条 条例第43条第1項ただし書に規定する規則で定める特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に掲げるときの区分に応じ、当該各号に定める日までに使用料の額並びに当該使用料の額に係る消費税額及び地方消費税額を納付するものとする。

- (1) 月の中途において使用を終了するとき。 使用終了の日
- (2) 知事が特別の理由があると認めるとき。 知事が指定する日

(使用料の減免)

第66条 条例第43条第2項の規則で定める特別の理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できないことが

長期間にわたったとき。

(2) 条例第39条の規定による使用停止が長期間にわたったとき。

(使用料の減免の申請)

第67条 条例第43条第2項の規定による減免の申請を受けようとする者は、使用料減免申請書(第72号様式)に、その理由を明らかにする書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(使用者の負担する費用)

第68条 条例第43条第4項の知事の指定するものは、次に掲げる市場施設において使用する電気、ガス、水道及び電話の費用とする。

(1) 使用者が使用の指定又は許可を受けた市場施設

(2) 使用者が共同で使用する市場施設

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難いときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。

3 第1項の費用については、その月分を翌月25日までに納付しなければならない。

#### 第5章 監督

(身分を示す証明書)

第69条 条例第44条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(第73号様式)によるものとする。

#### 第6章 運営協議会

(会長)

第70条 条例第48条第1項の規定により置かれた沖縄県中央卸売市場運営協議会(以下「協議会」という。)に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を行う。

(会議)

第71条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第72条 協議会に専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で構成する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

(関係者の出席等)

第73条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を述べさせ、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第74条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(庶務)

第75条 協議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(補則)

第76条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 第7章 雑則

(卸売業務の代行)

第77条 卸売業者は、条例第49条に規定する理由により卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、販売の委託の申込みのあった物品について、その種類、数量、委託者その他委託に関する事項を、速やかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、条例第49条の規定により卸売の業務を行うときは、速やかにその旨を委託者に通知するものとする。

3 条例第49条の規定により知事がせり売の方法により卸売を行うときは、卸売の業務を行うことができない卸売業者のせり人に、当該せり売をさせることができる。

(販売原票等の保存)

第78条 卸売業者は、送り状（出荷者が卸売業者に出荷する際に交付する委託物品の品目、等級及び数量等を記載した書面をいう。以下同じ。）及び販売原票並びに売渡票及び売買仕切書の写しを、その作成の日から5年間保存しなければならない。

2 仲卸業者は、売渡票をその受領の日から5年間保存しなければならない。

(入場の禁止及び退場)

第79条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、市場への入場を禁止し、又は市場外に退去を命ずることができる。

(1) 暴行、脅迫その他市場の秩序を乱す行為をした者

(2) 伝染性の疾病のある者

(3) 他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者

(4) 危険物（市場の業務の用に供するものを除く。）、ごみその他の廃棄物を市場内に持ち込もうとする者又は持ち込んだ者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市場の業務に支障を及ぼす行為を行う者又は行うおそれのある者

(掲示事項)

第80条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を市場内に掲示するものとする。

(1) 第4条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしたとき。

(2) 第5条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき、又は同条第2項ただし書の規定により卸売のための時間を変更したとき。

(3) その他知事が必要と認めるとき。

(補則)

第81条 この規則に定めるもののほか、市場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日（令和2年6月21日）から施行する。ただし、第6条、第7条、第12条、第47条、第56条、附則第9項、第1号様式から第6号様式まで、第12号様式から第15号様式まで、第58号様式及び第66号様式の規定は、公布の日から施行する。

(沖縄県卸売市場条例施行規則の廃止)

2 沖縄県卸売市場条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第11号）は、廃止する。

(仲卸補助者の承認等に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県中央卸売市場条例施行規則（次項において「旧規則」という。）第26条第1項の規定による仲卸補助者の承認を受けている者は、この規則の施行の日に、改正後の沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）第16条第1項の規定による仲卸補助者の承認を受けたものとみなす。

(売買参加補助者の承認等に関する経過措置)

4 この規則の施行の際現に旧規則第37条第1項の規定による売買参加補助者の承認を受けている者は、この規則の施行の日に、新規則第22条第1項の規定による売買参加補助者の承認を受けたものとみなす。

(沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

1 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規

則第111号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 沖縄県卸売市場審議会委員	日額 9,300	」
沖縄県中央卸売市場運営協議会委員	日額 9,300	
市場取引委員会委員	日額 9,300	

を

「 沖縄県中央卸売市場運営協議会委員	日額 9,300	」
--------------------	----------	---

に改める。

(沖縄県証紙条例施行規則の一部改正)

- 6 沖縄県証紙条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第13号)の一部を次のように改正する。  
別表中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項から第37項までを1項ずつ繰り上げる。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

- 7 沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)の一部を次のように改正する。  
第55条の2第7号中「許可、認可」を「認定」に改め、同条第8号中「及び卸売業者」を削り、同条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第172条中「沖縄県中央卸売市場条例(昭和59年沖縄県条例第1号)」を「沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例(令和2年沖縄県条例第18号)」に、「中央卸売市場の」を「卸売市場の」に改め、同条の表中央卸売市場の項中「中央卸売市場」を「沖縄県中央卸売市場」に改める。

第173条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第241条第2号の表沖縄県卸売市場審議会の項を削り、同表沖縄県中央卸売市場運営協議会の項中「卸売市場法第13条」を「沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例」に改め、同表市場取引委員会の項を削る。

(沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正)

- 8 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則(昭和50年沖縄県規則第67号)の一部を次のように改正する。  
別表第2中央卸売市場長の項を次のように改める。

中央卸売市場長	1 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例(令和2年沖縄県条例第18号)第17条第1項の規定に基づき、売買取引の結果等を公表すること。	1 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4条第5項第3号ハの規定に基づき、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとること。
	2 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定に基づき、売買取引の結果等の報告を受けること。	2 卸売市場法第12条第1項の規定に基づき、市場の運営の状況を報告すること。
	3 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第22条第1項及び第3項の規定に基づき、事業報告書等を受理すること。	3 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、卸売業務の許可をすること。
	4 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第23条の規定に基づき、仲卸業者及び売買取引参加者以外の者にした卸売の報	4 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第5条第1項及び第2項の規定に基づき、卸売業務の許可を取り消すこと。
		5 沖縄県中央卸売市場の設置及

- 告を受けること。
- 5 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第24条の規定に基づき、市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告を受けること。
- 6 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第25条ただし書の規定に基づき、特別の理由があると承認すること。
- 7 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第29条の規定に基づき、受託契約約款の届出を受理すること。
- 8 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第32条の規定に基づき、事業報告書を受理すること。
- 9 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第33条の規定に基づき、仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受けの報告を受けること。
- 10 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第52条第2項の規定に基づき、市場の秩序保持等について必要な措置をとること。
- 11 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年沖縄県規則第39号)第9条第3項(同規則第17条及び第29条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、届出を受理すること。
- 12 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第16条第1項の規定に基づき、仲卸補助者を承認すること。
- 13 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第22条第1項の規定に基づき、売買参加補助者を承認すること。
- 14 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第3項の規定に基づき、相対取引の方法を承認すること。
- 15 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第5項の規定に基づき、せり及び管理に関する条例第6条第1項及び第2項の規定に基づき、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びにその法人の合併及び分割を承認すること。
- 6 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、卸売業務の開始等の届出を受理すること。
- 7 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第8条第1項及び第4項の規定に基づき、せり人の届出等を受理すること。
- 8 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定に基づき、仲卸しの業務を許可すること。
- 9 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第2項において準用する同条例第5条第1項及び第2項の規定に基づき、仲卸しの業務の許可を取り消すこと。
- 10 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第2項において準用する同条例第6条第1項及び第2項の規定に基づき、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びにその法人の合併及び分割を承認すること。
- 11 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第2項において準用する同条例第7条の規定に基づき、仲卸業務の開始等の届出を受理すること。
- 12 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定に基づき、売買参加者を承認すること。
- 13 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第11条の規定に基づき、売買参加者の承認を取り消すこと。
- 14 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第12条の規定に基づき、廃止等の届出を受理すること。
- 15 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第13条第1



<p>売又は入札の指示をすること。</p>	<p>項の規定に基づき、関連事業の許可をすること。</p>
<p>16 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第6項の規定に基づき、同規則別表第1の右欄に掲げる割合を定め、又は変更すること。</p>	<p>16 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第14条第1項及び同条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、関連事業の許可を取り消すこと。</p>
<p>17 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第51条の規定に基づき、届出を受理し、卸売業者に指示すること。</p>	<p>17 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第15条において準用する同条例第7条の規定に基づき、関連事業の開始等の届出を受理すること。</p>
<p>18 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第52条第3項の規定に基づき、販売原票の記載事項の変更を承認すること。</p>	<p>18 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第28条ただし書の規定に基づき、検査員を指定すること。</p>
<p>19 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第60条の規定に基づき、市場施設の滅失等の届出を受理すること。</p>	<p>19 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第30条第2項の規定に基づき、検査員を指定すること。</p>
<p>20 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第80条の規定に基づき、市場内に掲示すること。</p>	<p>20 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第34条第1項及び第2項の規定に基づき、売買取引の制限をすること。</p>
	<p>21 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第35条第3項の規定に基づき、衛生上有害な物品の売買の差止め等をすること。</p>
	<p>22 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第36条第1項及び第2項の規定に基づき、市場施設の使用指定及び使用許可をすること。</p>
	<p>23 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第37条の規定に基づき、工作物の設置等を承認すること。</p>
	<p>24 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第39条の規定に基づき、市場施設の使用の指定若しくは許可の取消し又は市場施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずること。</p>
	<p>25 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第40条の規定に基づき、放置物件の除去を命ずること。</p>
	<p>26 沖縄県中央卸売市場の設置及</p>

び管理に関する条例第41条第1項ただし書の規定に基づき、市場施設の原状回復について承認すること。

27 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第41条第2項の規定に基づき、市場施設の原状回復に必要な措置を命ずること。

28 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第42条ただし書の規定に基づき、賠償額を減額し、又は免除すること。

29 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第43条第2項の規定に基づき、使用料を減免すること。

30 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第43条第3項ただし書の規定に基づき、使用料を返還すること。

31 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第43条第4項の規定に基づき、使用者が負担する費用を指定すること。

32 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第44条第1項の規定に基づき、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問し、若しくは必要な指示をさせること。

33 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第45条の規定に基づき、指導及び助言を行うこと。

34 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第46条第1項の規定に基づき、勧告をすること。

35 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第46条第2項の規定に基づき、措置命令を

すること。

- 36 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第50条第1項の規定に基づき、営業行為を行う者について認めること。
- 37 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第50条第2項の規定に基づき、退去を命ずること。
- 38 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第51条の規定に基づき、市場への出入等に関する指示をすること。
- 39 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、開場又は休日以外の日に開場しないことを決定すること。
- 40 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第3項の規定に基づき、臨時営業等を承認すること。
- 41 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項ただし書の規定に基づき、開場の時間を変更すること。
- 42 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項ただし書の規定に基づき、卸売のための時間を変更すること。
- 43 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第10条（同規則第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、卸売業者の不適合事項該当の届出を受理すること。
- 44 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第12条（同規則第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、財務監査報告書の提出を命ずること。
- 45 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第5項（同規則第15条第4項、第16条第6項、第20条第3項及び第22条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、

せり人章の紛失等の届出を受理すること。

- 46 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項の規定に基づき、卸売業者の記章を定めたとき、又は変更したときの届出を受理すること。
- 47 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第3項の規定に基づき、卸売業者の記章の変更を命ずること。
- 48 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第21条第1項の規定に基づき、売買参加者の承認の更新をすること。
- 49 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第24条の規定に基づき、売買参加者の不適合事項該当の届出を受理すること。
- 50 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第28条の規定に基づき、関連事業者の不適合事項該当の届出を受理すること。
- 51 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第38条の規定に基づき、せり落とし又は落札の決定について異議の申立てを受けること。
- 52 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第46条第3項の規定に基づき、卸売物品異常確認申請書を受理すること。
- 53 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第48条第2項の規定に基づき、受託物品異常確認申請書を受理すること。
- 54 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第58条第2項の規定に基づき、使用条件の一部を変更すること。
- 55 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第59条第3項の規定に基づき、指示し、又は変更若しくは除去を命ずること。

		<p>56 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第62条第1項の規定に基づき、市場施設返還及び原状回復届出を受理し、確認をすること。</p> <p>57 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第65条第2号の規定に基づき、使用料の納付期限を指定すること。</p> <p>58 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第77条第1項及び第2項の規定に基づき、届出を受理し、及び委託者に通知すること。</p> <p>59 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第79条の規定に基づき、入場を禁止し、及び退去を命ずること。</p>
--	--	--

(沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

9 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例附則第5項の規定により同条例の施行前においてもできることとされている卸売業務の許可、せり人の届出、受託契約約款の届出及び市場施設の指定に関し必要な手続その他の行為については、改正後の沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則別表第2中央卸売市場長の項委任事項の欄第7号並びに同項専決事項の欄第3号、第7号及び第22号の規定の例による。  
(沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

10 沖縄県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年沖縄県規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県中央卸売市場条例施行規則(昭和59年沖縄県規則第12号)の項を次のように改める。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年沖縄県規則第39号)	第78条第1項
---	---------

別表第3 沖縄県中央卸売市場条例(昭和59年沖縄県条例第1号)の項を削り、同表沖縄県中央卸売市場条例施行規則の項を次のように改める。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則	第52条第1項及び第55条第2項
----------------------------	------------------

別表第4 沖縄県中央卸売市場条例施行規則の項を次のように改める。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例(令和2年沖縄県条例第18号)	第22条第2項
---------------------------------------	---------

別表第5 沖縄県中央卸売市場条例の項を削り、同表に次のように加える。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則	第55条第1項
----------------------------	---------

別表第1(第39条関係)

物品	品目	割合
----	----	----

野菜		ゴーヤー	100分の30
		いんげん	100分の30
		らっきょう	100分の30
果実		マンゴー	100分の30
		たんかん	100分の30
花き	切花類	オリエンタルユリ	100分の20
		バラ類	100分の20
		トルコキキョウ	100分の20
	鉢物類	コチョウラン	100分の20

別表第2（第63条関係）

種別		金額	
卸売業者市場使用料	青果部	その月の取引金額の1,000分の3.1に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額190円	
	花き部	その月の取引金額の1,000分の2.6に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額164円	
仲卸業者市場使用料	青果部	その月の販売金額（条例第33条の規定により販売した金額に限り、消費税額及び地方消費税額を除く。以下同じ。）の1,000分の3.1に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額1,440円	
	花き部	販売金額の1,000分の3.1に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額432円	
倉庫使用料	倉庫使用料	青果部	1平方メートルにつき月額938円
		花き部	1平方メートルにつき月額312円
	冷蔵コンテナ荷さばき施設使用料	1平方メートルにつき月額938円	
冷蔵庫使用料	青果冷蔵庫棟	1式中264平方メートルの室	1室につき月額398,640円
		1式中220平方メートルの室	1室につき月額332,200円
	冷蔵配送センター棟	1式中165平方メートルの室	1室につき月額236,115円
		1式中111平方メートルの室	1室につき月額158,841円
		1式中53平方メートルの室	1室につき月額75,843円
加工施設使用料	中央棟、青果冷蔵庫棟及び新青果仲卸売場棟	1平方メートルにつき月額1,184円	
	冷蔵配送センター棟	1平方メートルにつき月額866円	
関連事業者市場使用料	売場使用料	1平方メートルにつき月額1,240円	
	食堂施設使用料	1平方メートルにつき月額250円	
	精算会社事務所使用料	1平方メートルにつき月額1,189円	
銀行事務所使用料		1平方メートルにつき月額1,919円	
関係業者・団体事務所使用料	中央棟	1階	1平方メートルにつき月額1,919円
		2階	1平方メートルにつき月額1,189円
	冷蔵配送センター棟	1平方メートルにつき月額1,873円	
統計情報事務所使用料		1平方メートルにつき月額1,189円	
敷地使用料		1平方メートルにつき月額50円	

搬送機械使用料	構内運搬車 1 台につき月額5,463円
---------	----------------------

備考 計算して得た使用料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

第 1 号様式

(第 6 条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第 2 号様式

(第 6 条、第12条、第14条、第16条、第18条、第22条、第26条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第 3 号様式

(第 6 条、第14条、第26条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第 4 号様式

(第 6 条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第 5 号様式

(第 6 条、第14条、第18条、第26条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第 6 号様式

(第 7 条、第17条関係)

第 7 号様式

(第 8 条、第17条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第 8 号様式

(第 8 条、第17条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第 9 号様式

(第 8 条、第17条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第10号様式

(第 9 条、第17条、第29条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第11号様式

(第 9 条、第17条、第23条、第29条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第12号様式

(第12条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第13号様式

(第12条関係)

第14号様式

(第12条、第15条、第16条、第20条、第22条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第15号様式

(第12条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第16号様式

(第14条関係)

一部改正〔令和 3 年規則22号〕

第17号様式

(第14条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第18号様式  
(第14条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第19号様式  
(第15条関係)  
第20号様式  
(第16条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第21号様式  
(第16条関係)  
第22号様式  
(第16条、第22条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第23号様式  
(第18条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第24号様式  
(第18条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第25号様式  
(第18条、第26条関係)  
第26号様式  
(第18条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第27号様式  
(第18条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第28号様式  
(第19条関係)  
第29号様式  
(第20条関係)  
第30号様式  
(第21条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第31号様式  
(第21条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第32号様式  
(第22条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第33号様式  
(第22条関係)  
第34号様式  
(第23条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕  
第35号様式  
(第26条関係)  
一部改正〔令和3年規則22号〕



第36号様式  
（第26条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第37号様式  
（第26条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第38号様式  
（第27条関係）

第39号様式  
（第32条関係）

第40号様式  
（第32条関係）

第41号様式  
（第32条関係）

第42号様式  
（第32条関係）

第43号様式  
（第32条関係）

第44号様式  
（第32条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第45号様式  
（第32条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第46号様式  
（第32条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第47号様式  
（第36条関係）

第48号様式  
（第39条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第49号様式  
（第39条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第50号様式  
（第39条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第51号様式  
（第41条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第52号様式  
（第42条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第53号様式  
（第43条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第54号様式  
（第43条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第55号様式  
（第43条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第56号様式  
（第44条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第57号様式  
（第46条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第58号様式  
（第47条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第59号様式  
（第48条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第60号様式  
（第49条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第61号様式  
（第50条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第62号様式  
（第52条関係）

第63号様式  
（第53条関係）

第64号様式  
（第54条関係）

第65号様式  
（第55条関係）

第66号様式  
（第56条関係）

第67号様式  
（第57条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第68号様式  
（第58条関係）

第69号様式  
（第59条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第70号様式  
（第62条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第71号様式  
（第62条関係）

第72号様式  
（第67条関係）  
一部改正〔令和3年規則22号〕

第73号様式  
（第69条関係）

第1号様式（第6条関係）

卸売業務許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により、卸売業務の許可を受けた  
いので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名称					
住所					
取扱品目の部類	部				
資本金又は出資の額					
役員	氏名	役職名	住所	生年月日	備考

第2号様式（第6条、第12条、第14条、第16条、第18条、第22条、第26条関係）

履歴書

ふりがな

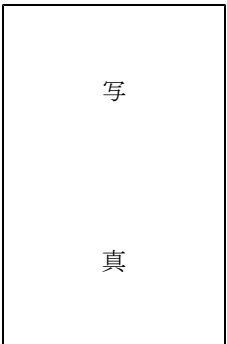
1 氏名 \_\_\_\_\_

2 生年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日生（満 \_\_\_\_\_歳）

3 本籍 \_\_\_\_\_

4 現住所 \_\_\_\_\_

5 最終学歴 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月卒業



6 職歴

年月日			勤務先	役職名	主たる職務内容

7 賞罰 \_\_\_\_\_

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

第3号様式（第6条、第14条、第26条関係）

株主、出資者及び組合員名簿

年 月 日現在

名称  
代表者氏名

氏名	住所	持株数又は出資額	摘要

第4号様式（第6条関係）

事業計画書

住所  
 名称  
 代表者氏名

1 経営方針（主要取扱品目の販売及び将来に対する方針を具体的に記載）

2 事業計画

単位：千円

		初年度 ( 年 月 日 ) ~ 年 月 日 )		2年度 ( 年 月 日 ) ~ 年 月 日 )	
1	資本金				
2	運転資金				
3	役員数（常勤役員）	人（ 人）		人（ 人）	
4	従業員数	人		人	
5	売上金額（構成比）		100%		100%
内 訳	野菜		%		%
	果実		%		%
	花き		%		%
6	売上（粗利益）				
7	営業				
内 訳	人 件 費	役員報酬・手当			
		従業員給与・手当			
		その他人件費			
		その他			
8	純利益				
9	販売先（構成比）		100%		100%
内 訳	仲卸業者				
	売買参加者				
	その他		%		%

注 予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付すること。

第5号様式（第6条、第14条、第18条、第26条関係）

{ 卸業者  
仲卸業者  
売買参加者  
関連事業者 } 誓約書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部  
業種  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例 { 第4条第3項各号（第1号及び第5号を除く。）  
第9条第2項において準用する同条例第4条第3項各  
第10条第3項各号（第4号を除く。）  
第13条第3項各号（第4号を除く。）

項（第1号及び第5号を除く。） } に該当しないことを誓約いたします。

第6号様式（第7条、第17条関係）

沖縄県指令 第 号

卸売業務（仲卸業務）許可証

住所

名称

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第4条第1項（第9条第1項）の規定により、下記のとおり沖縄県中央卸売市場における卸売（仲卸し）の業務を許可する。

年 月 日

沖縄県知事

印

記

取扱品目の部類	部
許可番号	第 号



第7号様式（第8条、第17条関係）

卸売業者（仲卸業者）事業譲渡し譲受け承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

譲渡人 沖縄県中央卸売市場 部卸売業者（仲卸業者）  
名称  
代表者氏名

譲受人 住所  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第6条第1項（第9条第2項において準用する同条例第6条第1項）の規定により、卸売業者（仲卸業者）の事業の譲渡し及び譲受けの承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

卸売業務（仲卸業務）許可の年月日・番号	年 月 日・第 号
譲渡する事業の取扱品目の部類	部
譲渡し及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けの内容条件	
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	

第8号様式（第8条、第17条関係）

卸売業者（仲卸業者）合併承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場  
名称及び代表者氏名

部卸売業者（仲卸業者）

合併する卸売業者（仲卸業者）	名称		
	許可年月日・番号	年 月 日・第 号	年 月 日・第 号
合併後存続する法人又は合併により設立される法人の住所並びに名称及び代表者氏名			
合併に係る取扱品目の部類		部	
合併の方法及び条件			
合併の予定年月日		年 月 日	
合併を必要とする理由			

第9号様式（第8条、第17条関係）

卸売業者（仲卸業者）分割承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者（仲卸業者）  
 名称  
 代表者氏名

承継者 住所  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第6条第2項（第9条第2項において準用する同条例第6条第2項）の規定により、卸売業者（仲卸業者）の分割の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

分割する卸売業者（仲卸業者）	名称	
	許可年月日・番号	年 月 日・第 号
分割により卸売業務（仲卸業務）を承継する法人の住所並びに名称及び代表者氏名		
分割に係る取扱品目の部類		部
分割の方法及び条件		
分割の予定年月日		年 月 日
分割を必要とする理由		

業務開始等届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部

業種名

氏名又は名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例 { 第7条  
第9条第2項において準用する同条例第7条  
第15条において準用する同条例第7条 }

の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可（承認）年月日・番号	年 月 日・第 号
開始（再開・廃止）年月日	年 月 日
休止期間	年 月 日から 年 月 日までの期間
休止及び廃止する理由	

第11号様式（第9条、第17条、第23条、第29条関係）

名称変更等届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部

業種名

氏名又は名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例

第7条

第9条第2項において準用する同条例第7条

第12条

第15条において準用する同条例第7条

の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更内容	変更年月日	変更理由

せり人届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出番号	氏名	生年月日	住所	備考

第13号様式（第12条関係）

せり人章



- 材 質 塩化ビニル  
規 格 縦6.5センチメートル 横10センチメートル  
地 色 青果部は白色  
花き部は黄色  
文字・数字 黒色  
県 章 赤色  
番 号 せり人の届出番号とする。

第14号様式（第12条、第15条、第16条、第20条、第22条関係）

{
   
 せり人章
   
 仲卸業者章
   
 仲卸補助者章
   
 売買参加者章
   
 売買参加補助者章
 }
 再交付申請書

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部

業種名

氏名又は名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則
 {
   
 第12条第5項
   
 第15条第4項において準用する同規則第
   
 第16条第6項において準用する同規則第
   
 第20条第3項において準用する同規則第
   
 第22条第6項において準用する同規則第
 }

12条第5項 }
   
 12条第5項 }
   
 12条第5項 }
   
 12条第5項 }
 の規定により、下記の者について
 {
   
 せり人章
   
 仲卸業者章
   
 仲卸補助者章
   
 売買参加者章
   
 売買参加補助者章
 }
 の再交付を受けたいので申請
   
 します。

記

氏名	生年月日	住所	届出番号 (承認番号)	再交付の理由



せり人廃止届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第8条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出番号	氏名	生年月日	住所	廃止の理由

仲卸業務許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により、仲卸しの業務の許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏名					
住所					
名称（商号）					
取扱品目の部類	部				
資本金又は出資の額					
役員	氏名	役職名	住所	生年月日	備考

注 役員の名氏及び住所の欄は、当該法人のため常時売買に参加する者の氏名及び住所を記入すること。

事業実績書（仕入状況）

住所

名称

代表者氏名

1 仕入状況

仕入先		年度 ( 年 月 日～ 年 月 日)			年度 ( 年 月 日～ 年 月 日)		
		金額（千円）	内訳		金額（千円）	内訳	
			野菜・ 切花 (%)	果実・ 鉢物 (%)		その他 (%)	野菜・ 切花 (%)
県 内	生産者						
	卸売市場						
	その他						
	小計						
県 外	生産者						
	卸売市場						
	その他						
	小計						
合計							

2 販売状況

販売先		年度 ( 年 月 日～ 年 月 日)			年度 ( 年 月 日～ 年 月 日)		
		金額（千円）	内訳		金額（千円）	内訳	
			野菜・ 切花 (%)	果実・ 鉢物 (%)		その他 (%)	野菜・ 切花 (%)
仲卸業者							
売買参加者							
小売店							
量販店							
業務用							
加工業者							
一般消費者							
その他							

合計								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

注 量販店：スーパー・百貨店等、 業務用：レストラン・ホテル・給食センター等、 加工業者：漬物・缶詰等

事業計画書

住所  
 名称  
 代表者氏名

1 経営方針（主要取扱品目の販売及び将来に対する方針を具体的に記載）

2 事業計画


単位：千円

		初年度 ( 年 月 日 ) ~ 年 月 日)		2年度 ( 年 月 日 ) ~ 年 月 日)	
1	資本金				
2	運転資金				
3	役員数（常勤役員）	人（ 人）		人（ 人）	
4	従業員数	人		人	
5	売上金額（構成比）		100%		100%
内 訳	野菜・切花		%		%
	果実・鉢物		%		%
	その他		%		%
6	売上利益（粗利益）				
7	営業費用				
内 訳	人件費	役員報酬・手当			
		従業員給与・手当			
		その他人件費			
		その他			
8	純利益				
9	販売先（構成比）		100%		100%
内 訳	店頭売り		%		%
	その他		%		%

第19号様式（第15条関係）

仲卸業者章

（表）

	仲	卸
写  真	番	号

（裏）

氏	名			
生年月日		年	月	日
名	称			
有効期限		年	月	日
年	月	日	交付	沖縄県中央卸売市場

材 質 塩化ビニル

規 格 青果部 縦6センチメートル 横12センチメートル

花き部 縦8.5センチメートル 横14.5センチメートル

地 色 青果部 仲卸部分は緑色・番号部分は白色

花き部 仲卸部分は桃色・番号部分は白色

文字・数字 黒色

県 章 赤色

写真規格 縦4センチメートル 横3センチメートル

番 号 青果部 11番から起番し、通し番号とする。

花き部 1番から起番し、通し番号とする。

仲卸補助者承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第16条第1項の規定により、下記の者について仲卸補助者の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。


記

役職名	氏名	生年月日	住所	経験年数	備考

第21号様式（第16条関係）

仲卸補助者章

（表）

	<b>仲卸補助者</b>
写  真	<b>番 号</b>

（裏）

氏 名	
生年月日	年 月 日
名 称	
有効期限	年 月 日
年 月 日交付	沖縄県中央卸売市場

材 質 塩化ビニル

規 格 青果部 縦6センチメートル 横12センチメートル

花き部 縦8.5センチメートル 横14.5センチメートル

地 色 青果部 仲卸補助者部分は緑色・番号部分は白色

花き部 仲卸補助者部分は桃色・番号部分は白色

文字・数字 黒色

県 章 赤色

写真規格 縦4センチメートル 横3センチメートル

番 号 仲卸業者の番号に補助者ごとに枝番号を付けるものとする。



第22号様式（第16条、第22条関係）

仲卸補助者（売買参加補助者）廃止届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 青果部仲卸業者（売買参加者）

氏名又は名称

代表者氏名

下記の仲卸補助者（売買参加補助者）を廃止したので、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第16条第5項（第22条第5項において準用する同規則第16条第5項）の規定により、仲卸補助者章（売買参加補助者章）を添えて届け出ます。

記

役職名	氏名	生年月日	承認年月日	廃止年月日	承認番号
備考					

注 仲卸補助者章（売買参加補助者章）を返却できない場合は、備考にその理由を記載すること。

売買参加者承認申請書（個人）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、売買参加者の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏名又は名称	
住所及び電話番号	(電話番号)
代表者氏名	
取扱品目の部類	部

売買参加者承認申請書（法人）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、売買参加者の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

本 社	名称	
	住所及び電話番号	(電話番号)
	代表者氏名	
営 業 所 等	名称	
	住所及び電話番号	(電話番号)
	代表者氏名	
常時売買参加者氏名		
取扱品目の部類		部

注 営業所等で申請する場合は、営業所等の欄も記入すること。

資産調書

住所

氏名又は名称

代表者氏名

資産の明細 年 月 日現在

資産		負債	
科目			
現金		買掛金	
預金		借入金	
売掛金			
有価証券			
たな卸資産			
車両運搬具			
機器備品			
土地			
建物			
合計		合計	

1 土地及び建物の明細

所在地	地目又は用途	面積	固定資産評価額
		m <sup>2</sup>	

注 資産証明書を添付すること。

2 預金の明細

金融機関名	預金の種類	預金金額	備考

3 有価証券の明細

有価証券の種類	数量	額面価	時価	備考
		円	円	

4 借入金の明細

借入先	借入条件	借入額
		円

注 貸借対照表を提出できるものは、資産の明細を省略可

事業実績書

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

単位：千円

		年度 (年月日～年月日)		年度 (年月日～年月日)	
青果部	花き部	売上	売上原価（仕入）	売上	売上原価（仕入）
野菜	切花				
果物	鉢物				
その他	その他				
合計		(A)	(B)	(a)	(b)
(内卸売業者からの買付)					
売上総利益（粗利益）		(A-B)		(a-b)	
販売費及び一般管理費（経費等）		(C)		(c)	
内 訳	人件費				
	その他（人件費以外）				
営業利益		(A-B)-(C)		(a-b)-(C)	
当期利益					

- 注 1 仕入金額（売上原価）＝部首在庫額＋当期仕入額－期末在庫額とする。
- 2 業務用としてのみ仕入れている場合は、項目（青果部の場合は野菜・果物、花き部は切花・鉢物）別の売上金額は記入不要。
- 3 その他の欄には、青果部は青果物以外の食料品、花き部は花き以外のものも含めて記入すること。

事業計画書

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

単位：千円

		初年度 (年月日～年月日)		2年度 (年月日～年月日)	
青果部	花き部	売上	売上原価(仕入)	売上	売上原価(仕入)
野菜	切花				
果物	鉢物				
その他	その他				
合計		(A)	(B)	(a)	(b)
(内卸売業者からの買付)					
売上総利益(粗利益)		(A-B)		(a-b)	
販売費及び一般管理費(経費等)		(C)		(c)	
内 訳	人件費				
	その他(人件費以外)				
営業利益		(A-B)-(C)		(a)-(b)-(C)	
資本金(元入金)					
役員数及び従業員数		役員(常勤人、非常勤人) 従業員(常勤人、臨時雇人)		役員(常勤人、非常勤人) 従業員(常勤人、臨時雇人)	
運搬車両器具		大型台、普通台、その他台		大型台、普通台、その他台	

- 注 1 仕入金額(売上原価)＝部首在庫額＋当期仕入額－期末在庫額とする。
- 2 業務用としてのみ仕入れている場合は、項目(青果部の場合は野菜・果物、花き部は切花・鉢物)別の売上金額は記入不要。
- 3 その他の欄には、青果部は青果物以外の食料品、花き部は花き以外のものも含めて記入すること。

第28号様式（第19条関係）

沖縄県指令 第 号

売買参加者承認証

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった売買参加者の承認については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり売買参加者として承認します。

年 月 日

沖縄県知事

印


記

取扱品目の部類	部
承認番号	第 号
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで

第29号様式（第20条関係）

売買参加者章

（表）

	買	参
写  真	番	号

（裏）

氏 名			
生年月日	年	月	日
名 称			
有効期限	年	月	日
年 月 日交付			沖縄県中央卸売市場

材 質 塩化ビニル

規 格 青果部 縦6.5センチメートル 横10センチメートル

花き部 縦8.5センチメートル 横14.5センチメートル

地 色 青果部 買参部分は黄色・番号部分は白色

花き部 買参部分は水色・番号部分は白色

文字・数字 黒色

県 章 赤色

写真規格 縦4センチメートル 横3センチメートル

番 号 青果部 101番から起番し、通し番号とする。

花き部 11番から起番し、通し番号とする。



第30号様式（第21条関係）

売買参加者承認更新申請書（個人）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、売買参加者の承認の更新を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏名又は名称	
住所及び電話番号	(電話番号)
代表者氏名	
取扱品目の部類	部
承認年月日	年 月 日
承認番号	第 号

第31号様式（第21条関係）

売買参加者承認更新申請書（法人）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第21条第1項の規定により、売買参加者の承認の更新を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

本 社	名称	
	住所及び電話番号	(電話番号)
	代表者氏名	
営 業 所 等	名称	
	住所及び電話番号	(電話番号)
	代表者氏名	
常時売買参加者氏名		
取扱品目の部類		部
承認年月日		年 月 日
承認番号		第 号

注 営業所等で申請する場合は、営業所等の欄も記入すること。

売買参加補助者承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部売買参加者  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第22条第1項の規定により、下記の者について売買参加補助者の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。


記

役職名	氏名	生年月日	住所	経験年数	備考
				年	
				年	
				年	
				年	

第33号様式（第22条関係）

売買参加補助者章

（表）

	<b>買参補助者</b>
写  真	<b>番 号</b>

（裏）

氏 名	
生年月日	年 月 日
名 称	
有効期限	年 月 日
年 月 日交付	沖縄県中央卸売市場

材 質 塩化ビニル

規 格 青果部 縦6.5センチメートル 横10センチメートル

花き部 縦8.5センチメートル 横14.5センチメートル

地 色 青果部 買参補助者部分は黄色・番号部分は白色

花き部 買参部分は水色・番号部分は白色

文字・数字 黒色

県 章 赤色

写真規格 縦4センチメートル 横3センチメートル

番 号 売買参加者の番号に補助者ごとに枝番号を付けるものとする。

売買参加者廃止届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

卸売業者から卸売を受けることを廃止したので、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第12条第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

取扱品目の部類	部
承認番号	第 号
名称	
承認年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
備考	

注 売買参加者章を返却できない場合は、備考にその理由を記載すること。

関連事業者許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、関連事業者の許可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

氏名又は名称	
住所及び電話番号	(電話番号)
代表者氏名	
資本金又は出資の額	
役員の氏名	
営業の種類及び内容	

注 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄は、記入しないこと。

事業実績書

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

単位：千円

主な販売品目名	年度分売上高 ( 年 月 日～ 年 月 日)				年度分売上高 ( 年 月 日～ 年 月 日)				備考
	卸売(A)	小売	計(B)	割合 A/B	卸売(A)	小売	計(B)	割合 A/B	

注 貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

第37号様式（第26条関係）

事業計画書

- 1 経営基本方針 関連事業者の氏名又は名称  
 関連事業者の代表者氏名

- 2 事業計画 単位：千円 3 品目別売上見込明細書 単位：千円、%

	初年度 年 月 日～ 年 月 日		2年度 年 月 日～ 年 月 日		主な品目	初年度		2年度	
	売上金額	割合	売上金額	割合		売上金額	割合		
売上金額(A)									
売上原価(仕入)金額(B)									
売上総利益(粗利益)(A-B)									
営業費用(C)									
内	人件費								
訳	その他(人件費以外)								
営業利益(A-B)-(C)									
資本金(元入金)									
役員数	常勤 人 非常勤 人		常勤 人 非常勤 人						
従業員数	常勤 人 臨時雇 人		常勤 人 臨時雇 人						

注 沖縄県中央卸売市場の関連事業者として入場する店舗の事業計画を記入すること。



第38号様式（第27条関係）

沖縄県指令 第 号

関連事業者許可証

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった関連事業者の許可については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、沖縄県中央卸売市場において関連事業者として営業することを、下記事項を指定して許可します。

年 月 日

沖縄県知事

印

記

営業の内容	
許可番号	

卸売予定数量等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

品目	主要な産地	卸売予定数量(A + B)	せり又は入札(A)	相対取引(B)
小計				
小計				
合計				

- 注 1 買付けによる受領物品を含む。  
 2 取引方法、品目の種類ごとに小計を記入すること。

売上高報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

取引方法	品目	主要な産地	卸売数量	卸売金額	卸売価格		
					高値	中値	安値
	小計						
	合計(1)						
	小計						
	合計(2)						
	合計(3)						
	合計(4)						
総計(1)+(2)+(3)+(4)							

- 注 1 取引方法は、せり又は入札、相対取引に区分すること。  
 2 取引方法、品目の種類ごとに小計を記入すること。

主要品目販売価格報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日（ 曜日）

総卸売予定数量 kg

市況（品目別）

取引方法	品目	卸売数量	卸売金額	卸売価格		
				高値	中値	安値
	小計					
	合計(1)					
	小計					
	合計(2)					
	合計(3)					
	合計(4)					
総計(1)+(2)+(3)+(4)						

- 注 1 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とすること。  
 2 取引方法は、せり又は入札、相対取引に区分すること。  
 3 取引方法、品目の種類ごとに小計を記入すること。

月間市況等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、卸売の市況等について下記のとおり報告します。

記

1 市況の概要

種類	市況の概要

2 主要品目の市況

種類	市況の概要

3 取扱品目の売上高実績

種類	数量（トン）			卸売金額（千円）		
	委託	買付	計	委託	買付	計
合計						

注 1 種類欄には、青果部にあつては野菜、果実又はその他、花き部にあつては切花、鉢物又はその他の別に区分して記入すること。

2 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とすること。

売上高日計表

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

種類 項目 日別	委託						買付						合計					
	委託		買付		合計		委託		買付		合計		委託		買付		合計	
	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)	数量 (kg)	取扱金額 (円)
1																		
10																		
上旬計																		
11																		
20																		
中旬計																		
21																		
31																		
下旬計																		
合計																		

- 注 1 種類欄には、青果部にあつては野菜、果実又はその他、花き部にあつては切花、鉢物又はその他の別に区分して記入すること。
- 2 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とすること。

取引金額報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、前月分の取引金額について下記のとおり報告します。

記

( ) 月分	取引金額
	円

第45号様式（第32条関係）

品目別産地別月間売上高報告書（ 年 月分）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

品目 項目 産地	数量		卸売金額		数量		卸売金額		数量		卸売金額	
	(kg)	(円)	(kg)	(円)	(kg)	(円)	(kg)	(円)	(kg)	(円)	(kg)	(円)
合計												
県内合計												
県外合計												

注 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とすること。



第46号様式（第32条関係）

仲卸業者及び売買参加者に対する卸売結果報告書（ 年 月分）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

許可・承認番号 卸売の相手方	種類					合計	
	項目	数量 (kg)	卸売金額 (円)	数量 (kg)	卸売金額 (円)	数量 (kg)	卸売金額 (円)
	合計						

- 注 1 種類欄には、青果部にあつては野菜、果実又はその他、花き部にあつては切花、鉢物又はその他の別に区分して記入すること。
- 2 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とすること。

第47号様式（第36条関係）

入札票		年 月 日
単 価		
入札者		
品 目		
数 量		
沖縄県中央卸売市場		

予約相対取引（変更）承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第3項に規定する予約相対取引の承認（変更の承認）を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

販売先の氏名又は名称	
品目	
産地・規格・等級	
数量	
販売価格	
販売予定期間	
集荷の方法	委託 買付
出荷者	
理由	
備考	

沖縄県指令 第 号 住所 氏名又は名称 代表者氏名 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第3項の規定により承認します。 年 月 日 沖縄県知事 印
---

注 品目の変更の場合は、新規で承認申請を行うこと。

第49号様式（第39条関係）

卸売の開始時間前の卸売承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第3項に規定する卸売の開始時間前の卸売の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

品目	産地	規格・等級	出荷者	入荷見込数量	申請数量	卸売の相手方	理由

沖縄県指令 第 号	住所 氏名又は名称 代表者氏名
沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第3項の規定により承認します。	
年 月 日	沖縄県知事 印

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第39条第10項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

月日	品目	取引区分	集荷方法	卸売数量	相対数量	卸売金額	主な買受人	相対割合	せり割合	相対取引による割合を超えた理由

- 注 1 取引区分（1～3から選択）：1 予約、2 先取り、3 その他  
 2 集荷方法（1, 2から選択）：1 委託、2 買付

第51号様式（第41条関係）

残高試算表（ 年 月 日現在）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第22条第3項の規定により、 年 月 日現在の残高試算表を提出します。

1 合計貸借対照表

(単位：千円、%)

科目	前〇〇 残高	借方	貸方	当〇〇 残高	構成 比	科目	前〇〇 残高	借方	貸方	当〇〇 残高	構成 比
(資産の部)						(負債の部)					
I 流動資産						IV 流動負債					
(1)現金						(1)受託販売未払い金					
(2)預金						(2)支払手形(受託)					
(3)売掛金						(3)荷主預り金					
(4)受取手形						(小計)					
(5)有価証券						(4)買掛金(買付)					
(6)親会社株式						(5)支払手形(買付)					
(7)商品						(6)預り金(買付)					
(8)貯蔵品						(小計)					
(9)前渡金						(7)買掛金(その他)					
(10)荷主前渡金						(8)支払手形(その他)					
(11)前払金						(9)短期借入金					
(12)未収収益						(10)未払い金					
(13)立替金						(11)未払法人税					
(14)仮払金						(12)未払消費税					
(15)未収金						(13)未払費用					
(16)仮払消費税等						(14)前受金					
(17)繰延税金資産						(15)預り金(その他)					
(18)貸倒引当金						(16)前受収益					
( )						(17)仮受金					
II 固定資産						(18)繰延税金負債					
1 有形固定資産						(19)賞与引当金					
(1)建物						( )					
(2)構築物						V 固定負債					
(3)機械及び装置						(1)長期借入金					
(4)船舶及び車両その他の陸上運搬						(2)預り保証金					
(5)工具、器具及び備品						(3)繰延税金負債					
(6)土地						(4)退職給付引当金					
(7)建設仮勘定						( )					
( )						負債合計					
2 無形固定資産						(純資産の部)					
(1)のれん						VI 株主資本					
						1 資本金					
						2 新株主申込証拠					

(2)借地権 (3)電話加入権 (4)施設負担金 ( ) 3 投資その他の 資産 (1)投資有価証券 (2)子会社株式 (3)出資金 (4)子会社出資金 (5)長期貸付金 (6)開設者預託 保証金 (7)定期預金 (8)長期前払費用 (9)事業者保険料 (10)繰延税金資産 (11)貸倒引当金 ( ) III 繰延資産 (1)創立費 (2)開業費 (3)試験研究費 (4)開発費 (5)新株発行費					金 3 資本剰余金 (1)資本準備金 (2)その他資本剰余 金 4 利益剰余金 (1)利益準備金 (2)その他利益剰余 金 ①〇〇積立金 ②繰越利益剰余 金 (繰越損失金) 5 自己株式 6 自己株式申込証 拠金 VII 評価・換算差額等 1 その他有価証券 評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額 VIII 新株予約権  純資産合計				
資産合計					負債及び純資産額合計				

## 2 合計損益計算書

(単位：千円、%)

科目	前〇〇までの累計	借方	貸方	当〇〇までの累計	構成比
I 営業損益					
1 卸売業務					
(1)受託手数料 (受託品取扱額)					
(2)買付販売損益					
①純売上高					
商品総売上高					
売上値引及び戻り高					
仕入値引及び戻し高					
合計					
期末商品たな卸高					
買付販売利益(損失)金額					
販売利益(損失)金額					
2 兼業業務					
(1)売上高					
(2)売上原価					
兼業業務利益(損失)金額					
売上総利益(損失)金額					
3 販売費及び一般管理費					
(1)					
(2)					
(3)					

営業利益（損失）金額 II 営業外損益 1 営業外収益 (1) (2) 2 営業外費用 (1) (2) 経常利益（損失）金額 III 特別利益 1 固定資産売却益 (1) (2) 2 前期損益修正益 3 その他の特別利益 (1) (2) IV 特別損失 1 固定資産売却損 (1) (2) 2 減損損失 (1) (2) 3 災害による損失 (1) (2) 4 前期損益修正損 5 その他の特別損失 (1) (2) 税引前当期純利益（損失）金額 法人税等  法人税当調整額 当期純利益（損失）金額					
--	--	--	--	--	--



第52号様式（第42条関係）

仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売結果報告書（ 年 月分）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第23条の規定により、下記のとおり報告します。

記

卸売の相手方	品目	産地	規格・等級	出荷者	卸売数量	卸売金額	備考
小計(1)							
小計(2)							
小計(3)							
合計(1)+(2)+(3)							

第53号様式（第43条関係）

市場外にある生鮮食料品等の卸売結果報告書（ 年 月分）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第24条の規定により、下記のとおり報告します。

記

出荷者	卸売の相手方	物品の引渡場所	品目	産地・規格・等級	数量	卸売価格	備考

市場外保管場所指定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第43条第2項の規定により、市場外保管場所の指定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

所在地	
施設の名称	
物品の種類	
使用面積（収容能力）	

市場外指定保管場所指定解除申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
名称  
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって指定を受けた市場外保管場所について、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第43条第3項の規定により、下記のとおり指定の解除を申し上げます。

記

所在地	
施設の名称	
物品の種類	
指定を必要としなくなった理由	

販売日変更承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第25条ただし書の規定により、受託物品の販売日を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

品名	数量	受領月日	販売予定月日	出荷者の氏名	出荷者の住所	理由

沖縄県指令 第 号	住所 氏名又は名称 代表者氏名
沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第25条ただし書の規定により承認します。 年 月 日	沖縄県知事 印

卸売物品異状確認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第28条ただし書の規定により、卸売に係る販売代金の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

出荷者	住所		
	氏名		
区分		申請事項	
品目			
産地・荷印			
規格・等級・荷姿			
総入荷数量			
到着日時		年 月 日	午前 時 分 午後
損敗又は内容相違の数量			
損敗又は内容相違の程度			
損敗又は内容相違の原因と認められる事項			
販売単価・販売金額		販売単価 円	販売金額 円
訂正単価・訂正金額		訂正単価 円	訂正金額 円
販売数量・販売日時		販売数量	販売日時 年 月 日 時
買受人名		番 号	
立会人氏名			

受託契約約款届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場

部卸売業者

名称

代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第29条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(新規の届出の場合) 別添のとおり

(変更の届出の場合)

変更事項	
変更を必要とする理由	

受託物品異状確認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第30条第2項の規定により、受託物品の異状について確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

委託者	住所				
	氏名				
区分		申請事項			
品目					
産地・荷印					
規格・等級・荷姿					
総入荷数量					
到着日時		年	月	日	午前 時 分 午後
損敗又は内容相違の数量					
損敗又は内容相違の程度					
損敗又は内容相違の原因 と認められる事項					
当社の立会人		職	氏名		
その他					
確認日時		年	月	日	午前 時 分 午後



仲卸業者事業報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第32条の規定により 年 月 日から  
 年 月 日までの事業報告を提出します。

1 事業の状況

- (1) 事業の概要（仲卸しの業務に係る売上高及び経営収支の概要その他特記すべき事項を記載すること。）
- (2) 総会及び役員会の決議事項の概要等

開催年月日	会議名	決議事項の概要等

注 決議事項の概要等を記載し、そのうち商業登記を要する事項がある場合において、当該登記をしたときは、その登記年月日を併記すること。

2 内部組織に関する事項

- (1) 事業運営組織図（組織図を示し、各部門の担当者氏名、担当業務の概要及び従業員数を記載すること。）
- (2) 役員、株主又は出資者の持株数及び出資口数

役職名	氏名	生年月日	住所	持株数又は出資口数

- (3) 従業員の内容

区分	男女別	人数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均給与（円）
営業関係	男				
	女				
	小計				
事務関係	男				
	女				
	小計				
	男				

合計	女				
	合計				

(4) 従業員名簿

職名	氏名	住所	生年月日	採用年月日	職務内容

3 仲卸しの業務の状況

(1) 取扱高及び売上損益

区分	卸売業者からの買入物品			卸売業者以外からの直接買入物品			合計		
	数量 (kg)	金額 (円)	売上損益 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	売上損益 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	売上損益 (円)
種類									
当期合計 (A)									
前年同期 (B)									
対比 (A)/(B)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

注 1 卸売業者以外からの直接買入物品の欄は、条例第33条の規定により市場の卸売業者以外の者から買い受けて販売することの許可を受けた物品の取扱高及び売上損益を記入すること。

2 種類欄には、青果部にあつては野菜、果実及びその他に、花き部にあつては切り花、鉢物その他の区分の別に区分して記入すること。

3 数量の単位は、花き部にあつては本又は鉢とする。

(2) 卸売業者以外からの直接買入物品

直接買入物品名	期首繰越高 (A)	当期仕入高 (B)	期末残高 (C)	売上原価 (D)=(A)+(B)-(C)	売上高 (E)	販売損益 (E)-(D)

(3) 販売先別取扱高

区分	県内			県外			合計
	売買参加者	その他買出人	小計	卸売業者	その他	小計	
金額	円	円	円	円	円	円	円

割合	%	%	%	%	%	%	%
----	---	---	---	---	---	---	---

4 経理の状況

貸借対照表

損益計算書

利益処分書又は欠損金処理書

貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

5 兼業業務の状況

業務の内容	業務実施の場所	売上高	兼業業務利益（損失）
		円	円

第61号様式（第50条関係）

卸売業者以外の者からの買受け物品販売届出書（ 年 月分）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者  
 名称  
 代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第33条の規定により、下記のとおり報告します。

記

買入先	品目	産地	規格・等級	仕入金額	販売金額	備考
小計(1)						
小計(2)						
小計(3)						
合計(1)+(2)+(3)						

- 注 1 買入先ごとに小計を記入すること。  
 2 仕入金額及び販売金額は税抜金額を記入すること。

販売原票

		系統団体								部別No.		
出 荷 者	住所				責任者検印	せり人	記帳者	荷受者	置場係	置場所		
氏名		コード		発駅(港)	着駅(港)	貨物番号・船名		取扱運送店	運賃(着払元払)			

品名					総数量		過 不足	
No.	個印(出荷者)	品目	荷姿・量目	規格・等級	数量	単価	金額	買受人
会社名 _____						小計		
						合計		

年 月 日販売

No. (一連番号欄)

注 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

売渡票

コード	買受人名
	殿

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

原票No.	品名	等階級	数量	単価	金額	備考欄
計						
※印が付いた品目以外の品目の金額の計						
※印が付いた品目の金額の計						
消費税額及び地方消費税額に相当する額						
※印が付いた品目以外の品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額						
※印が付いた品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額						
合計						

- 注 1 品名には、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品の場合は、※印を付ける。
- 2 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

第64号様式（第54条関係）

荷渡票		会社名
年 月 日 売		
品名	数量	単価
仲卸業者許可番号 売買参加者承認番号		

注 この様式により難い場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

売買仕切書

①	系統団体	②
③	仕切No. ④ 単協 コード ⑤	売立年月日

品目コード	品目（種）	荷印	荷姿	量目	規格・等級	数量	単価	金額				
⑥		計										
発 駅（港） 月 日 発 着 駅（港） 月 日 着 貨車番号・船名 取扱運送店 送り状No.		※印が付いた品目以外の品目の金額の計										
		※印が付いた品目の金額の計										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">着払</td> <td style="width: 50%;">元払</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		着払	元払			消費税額及び地方消費税額に相当する額						
		着払	元払									
※印が付いた品目以外の品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額												
⑦		※印が付いた品目の金額の計の消費税額及び地方消費税額に相当する額										
		合計										
		委託手数料										
		うち消費税額及び地方消費税額										
		控除金額					運賃 ⑧					
		うち消費税額及び地方消費税額										
売買仕切金												

備考

区分	共撰	個撰	安定	共計	買付	検印	扱
							⑨
							⑩

1	2	3	4
⑪	⑫	⑬	⑭

会社名	
会社No.	
登録番号	

- 注 1 ①欄は、支払区分、原票No、整理コード等の記入欄とする。  
 2 ②欄は、統計、送金料、送金額等の記入欄とする。



- 3 ㊦欄は、出荷者側が使用するコード等の記入欄とする。
- 4 ㊧欄は、出荷者側の検算数量の記入欄とする。
- 5 ㊨欄は、出荷者側が使用する控除金コードの記入欄とする。
- 6 ㊩欄は、出荷者側の控除金等の記入欄とする。
- 7 ㊪欄は、野菜、果実、切花、鉢物等の区分の記入欄とする。
- 8 備考欄は、到着数、前日残数、販売数、残数その他出荷者への連絡事項の記入欄とする。
- 9 品目（種）には、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品の場合は、※印を付ける。
- 10 この様式により難しい場合は、これに準じて別の様式を用いることができる。

第66号様式（第56条関係）

沖縄県達 第 号

市場施設使用指定書

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第36条第1項の規定により、下記のとおり市場施設の  
使用条件を指定します。

記

使用目的	
施設の種類	
位置	別紙の図面のとおり
面積	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

年 月 日

沖縄県知事

印

市場施設使用許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第36条第2項の規定により、市場施設の使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

氏名又は名称	
使用目的	
施設の種類	別紙の図面のとおり
位置	
面積	平方メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	

第68号様式（第58条関係）

沖縄県指令 第 号

市場施設使用許可証

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった市場施設の使用の許可については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第36条第2項の規定により、下記のとおり市場施設の使用を許可します。

年 月 日

沖縄県知事 印

記

使用目的	
施設の種類	
位置	別紙の図面のとおり
使用面積	平方メートル
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	

市場施設現状変更承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第37条の規定により、市場施設の現状変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

施設の種類	
変更の内容	
位置	別紙の図面のとおり
面積	平方メートル
変更の理由	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用開始予定年月日	年 月 日
請負人	住所、氏名及び電話番号 (電話番号)
	現場代理人及び電話番号 (電話番号)
設計者住所、氏名及び電話番号	(電話番号)
その他	

市場施設返還及び原状回復届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第41条第1項の規定により、下記のとおり市場施設の原状回復をします。

記

市場施設番号	
面積	平方メートル
位置	別紙の図面のとおり
原状回復理由	
施設の返還の有無	有 無
返還期日	年 月 日
原状回復予定期日	年 月 日
その他	

第71号様式（第62条関係）

沖縄県達 第 号

市場施設原状回復命令書

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第41条第2項の規定により、下記のとおり市場施設の原状回復を命令します。

年 月 日

沖縄県知事

印

記

市場施設番号	
施設面積	平方メートル
位置	別紙の図面のとおり
原状回復期限	年 月 日
その他	

使用料減免申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者氏名

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第43条第2項の規定により、使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使用料の種類	
減免対象施設	
減免対象面積	
納付すべき使用料額	
減免を受ける金額	
減免の期間	年 月 日から 年 月 日まで
減免の理由	
備考	



（表）

写  真 契印	身 分 証 明 書	第 号
	所 属 職 名 氏 名	
		生年月日 年 月 日生
上記の者は、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第44条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。		
	年 月 日	
	沖縄県知事	印

（裏）

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（報告及び検査）

**第44条** 知事は、この条例（第2章及び第3章の規定に限る。以下この章及び第54条において同じ。）の施行に必要な限度において、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問し、若しくは必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 卸売業者許可取扱要領（要領1）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者の許可については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第4条から第8条及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第6条から第13条までに定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 責務

卸売業者は、市場における卸売業務を適切かつ健全に運営し、生鮮食料品等の集荷及び流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り、主たる買受人を仲卸業者及び売買参加者とし、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

### 2 許可基準

卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験、資力及び信用を有していると認められ、次の各号のすべてを満たしている者であること。

- (1) 法人の代表者が、申請時において年齢が満20歳以上の者であること。
- (2) 法人の代表者が、取扱品目の取引業務に現に従事する当市場の仲卸業者として満5年以上の業務経験を有する者であること。
- (3) 市場での取引業務に継続して参加でき、卸売業務に専念できる者であること。
- (4) 正当な理由なくして、遅延した支払債務を有しないこと。
- (5) 市場での売買取引に関し、取引参加者又は代払機関との間に代金決済及び支払保証の契約を締結することができる者であること。
- (6) 市場における年間取扱金額が、青果部においては100億円以上、花き部においては8億円以上見込まれる者であること
- (7) 納税義務を履行している者であること。
- (8) 資本金又は出資の額が、青果部においては87百万円以上、花き部においては4千万円以上であるとき。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過した者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (10) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのない者であること。

### 3 審査

- (1) 知事は、卸売業務の許可申請がある場合、書類審査、面接審査及び業務実態調査等の厳正な審査を行い、許可又は不許可を決定する。
- (2) 知事は、条例第4条第1項の規定による許可をしないときは、申請者に対して卸売業務不許可通知書（要領1第1号様式）により通知するものとする。
- (3) 知事は、卸売業者から規則第10条による不適格事項該当の届出があるとき、または条例第5条第1項に掲げられることを知事が確認したことにより、条例第4条の許可の取消しを行ったときは、卸売業者に対して卸売業務許可取消通知書（要領1第2号様式）により通知するものとする。

#### 4 業務許可証再交付申請

卸売業者は、卸売業務許可証（第6号様式）を紛失又は汚損したときは、遅滞なく、卸売業務許可証再交付申請書（要領1第3号様式）によりその旨を知事に届け出てその再交付を受けなければならない。

附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

附 則（令和3年4月20日改正）

この要領は、要領1第3号様式の一部を改正し、令和3年4月20日から施行する。

附 則（令和3年12月24日改正）

この要領は、要領1の2許可基準(8)の一部を改正し、令和3年12月24日から施行する。

要領1第1号様式(3関係)

沖縄県指令中卸第 号

住所

名称

代表者氏名

卸売業務不許可通知書

年 月 日付けで許可申請のあった事業者については、次の理由により不許可としましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

(理由)

要領1第2号様式（3関係）

沖縄県 中卸第 号

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
名称 許可番号 第 号  
代表者氏名

卸売業務許可取消通知書

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により許可している卸売業務について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

(理由)

この決定に不服がある場合は、この卸売業務許可取消しについての通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

卸売業務許可証再交付申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
名称  
代表者氏名

卸売業者許可取扱要領4の規定により、卸売業務許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

名称	
代表者氏名	
取扱品目の部類	部
許可番号	第 号
再交付の理由	

## 予約相対取引取扱要領（要領2）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者が行う予約相対取引については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第18条並びに同条例施行規則（以下「規則」という。）第39条第3項に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 対象物品

予約相対取引ができる物品は、次の各号に掲げる物品とする。

- (1) 供給事情が比較的安定している物品
- (2) 品目又は品質が特殊であるため、需要が一般的でない物品

### 2 予約相対取引の期間

- (1) 予約相対取引の期間は、一契約につき、原則として6日以上1か年以内とする。
- (2) 予約相対取引は、その期間において、原則として継続して行わなければならない。

### 3 集荷の方法及び引渡

- (1) 予約相対取引に係る物品の集荷は、通常の市場取引に係る物品の集荷とは別に行わなければならない。
- (2) 予約相対取引に係る物品の引渡は、規則第39条第1号の規定に基づく知事の承認を受けて、市場外にある物品を仲卸業者又は売買参加者に引き渡すことができる。

### 4 予約相対取引の価格

- (1) 予約相対取引の価格を、あらかじめ一定の金額として契約した場合は、上下10パーセント以内の変動幅で卸売をすることの特約をすることができる。
- (2) 予約相対取引の価格を、市場の当日の卸売価格を基準として契約した場合の価格は、当該物品の同種物品の当日市場においてせり売又は入札の方法により卸売されたもの（せり売又は入札の方法により卸売したものがない場合は、相対取引の方法により卸売したもの）の価格を基準として定めた価格にしなければならない。

### 5 契約書の記載事項

予約相対取引に係る契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該取引に係る物品の品目、産地、等級、数量、価格及び出荷者
- (2) 当該取引を行う期間
- (3) 当該取引の価格の増額及び減額に関すること
- (4) その他予約相対取引に関すること

### 6 予約相対取引承認申請書の提出期限

規則第39条第8項に規定する予約相対取引承認申請書（第48号様式）は、予約相対取引の開始予定日の2日前までに知事に提出しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

### 7 販売原票等への記載

卸売業者は、予約相対取引を行ったときは、当該物品の販売原票及び売渡票にその旨を記載しなければならない。

## 8 予約相対取引の変更申請

規則第39条第8項に規定する予約相対取引変更承認申請書（第48号様式）の申請は、契約数量又は価格が上下10パーセントの範囲内の場合は、省略することができる。

### 附 則

この要領は、昭和59年4月17日から施行する。

### 附 則（平成7年3月30日改正）

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則（平成9年9月22日改正）

この要領は、平成9年9月22日から施行する。

### 附 則（平成12年5月17日改正）

この要領は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

### 附 則（平成18年3月31日改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

### 附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。



## 先取りによる卸売取扱要領（要領3）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者が行う卸売の開始時間前の卸売（以下「先取り」という。）については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第18条並びに同条例施行規則（以下「規則」という。）第39条第3項に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 先取りの承認の基準

先取りは、次の各号に掲げる場合であつて、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認められる場合に限り承認するものとする。

- (1) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるとき。
- (2) 災害の発生により緊急に生鮮食料品等を供給するためその他やむを得ない理由により卸売をするとき。

### 2 先取り物品の数量

先取りを行うことができる物品の数量は、当該物品の品目と同一の物品で、当日の卸売予定数量の100分の20以内（規則別表第1に掲げる物品にあつては、当日のせり売入札予定数量の100分の20以内）で、かつ、市場の適正な価格形成に支障をきたさない数量でなければならない。

### 3 先取り物品の価格

先取り物品の価格は、当該物品の同種物品の当日市場においてせり売又は入札の方法により卸売されたもの（せり売又は入札の方法により卸売したものがない場合は、相対取引の方法により卸売したもの）の価格又はこれを基準として定めた価格にしなければならない。

### 4 先取り物品の引取

先取りにより物品を買い受けた者は、当該物品を卸売の開始時間前に引き取らなければならない。この場合において、物品の選択をしてはならない。

### 5 先取りの卸売承認申請書の提出期限等

- (1) 規則第39条第9項に規定する卸売の開始時間前の卸売承認申請書（第49号様式）は、先取りを行おうとする日の前日までに知事に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、その事由が生じたときに速やかに提出するものとする。
- (2) 長期にわたって先取りによる卸売をしようとする場合においては、5(1)の申請書に期間を付記して申請できる。
- (3) 5(2)の承認の有効期間は承認の日から1年の範囲内で年度を超えない期間とする。

### 6 明示方法

- (1) 卸売業者は、先取りにより物品を買い受けた者が、当該物品を直ちに引き取らないときは、当該物品に先取りの表示をしなければならない。
- (2) 卸売業者は、先取りをした物品については、当日の卸売の開始時間前に、指定された場所に当該数量及び上場数量を公表しなければならない。
- (3) 卸売業者は、先取りを行ったときは、当該物品の販売原票及び売渡票にその旨を記載しな

なければならない。

## 7 違反者に対する措置

知事は、この要領に定める事項に違反した者に対して、先取りを停止させる等の処分を行うことができる。

### 附 則

この要領は、昭和59年4月17日から施行する。

### 附 則（平成7年3月30日改正）

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則（平成10年3月16日改正）

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則（平成12年5月17日改正）

この要領は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

### 附 則（平成18年3月31日改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

### 附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

## 事故品処理取扱要領（要領4）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）における事故品の処理に関しては、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第28条及び第30条並びに同条例施行規則（以下「規則」という。）第46条及び第48条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。当要領における事故処理委員会とは、沖縄県中央卸売市場花き部連絡協議会取引・事故処理合同委員会または沖縄県中央卸売市場協会取引委員会のことをいう。

### 1 販売前の事故品処理

#### (1) 事故品処理の方法

- ア 場長は、異状があると確認したときは、受託物品異状確認書（要領4第1号様式）を交付する。
- イ 卸売業者が受託物品異状確認申請書（第59号様式）を知事に提出し、検査員の確認を受ける期限は、次に掲げるとおりとする。
  - (ア) 青果物 販売予定当日の正午
  - (イ) 鉢物 販売予定当日の午後3時
  - (ウ) 切花 販売予定翌営業日の正午

### 2 販売後の事故品処理

- (1) 販売後の事故品の異状確認は、仲卸業者又は売買参加者の申し立てにより取引代金の一部又は全部を減ずることとなるときに行う。

#### (2) 事故品処理の方法

- ア 事故品を確認する場所は、知事の指定する場所とする。
  - イ 販売後の事故品の異状確認には、当該物品を買い受けた者も立ち会い、事故処理について協議するものとし、協議が成立しない場合は事故処理委員会の意見を聞いて場長が決定する。
  - ウ 場長は、2(2)イの協議が成立したとき、又は事故処理委員会の意見を聞いて場長が決定したときは、卸売物品異状確認書（要領4第2号様式）を交付する。
  - エ 卸売業者は、検査員の確認を得られ、これに基づき卸売代金を変更する場合には販売原票を訂正し、出荷者、仲卸業者及び売買参加者に対し、必要な措置を講じるものとする。
  - オ 仲卸業者又は売買参加者の事故品処理の申し立ての期限は、次に掲げるとおりとする。
    - (ア) 青果物 販売当日の正午
    - (イ) 鉢物 販売当日の午後3時
    - (ウ) 切花 販売当日の午後7時
  - カ 卸売業者が卸売物品異状確認申請書（第57号様式）を知事に提出し、検査員の確認を受ける期限は、次に掲げるとおりとする。
    - (ア) 青果物 翌販売日の正午
    - (イ) 鉢物 翌販売日の正午
    - (ウ) 切花 翌販売日の午後5時
- (3) 事故品の範囲及び事故品の対象外
- ア 事故品は、規則第46条第1項各号に該当する範囲とし、次のいずれかに該当する物品は事故品の対象外とする。
    - (ア) 卸売業者から直接買い受けた者以外の者からの事故品の申し立てのある物品

- (イ) 一旦市場外に持ち出された物品
  - (ウ) 卸売業者が販売前に異状をあらかじめ仲卸業者及び売買参加者に明示した物品
  - (エ) 卸売場から移動した後における数量不足の物品
- イ 事故品処理による返品は、原則として認めないものとする。

### 3 事故品発生防止の責務

- (1) 卸売業者は、業務担当者による恣意的な事故品処理を防止するため、事故品処理を担当する役員をおき、責任体制を明らかにするとともに、内部における事故品処理手続を明確にしなければならない。
- (2) 卸売業者は、販売後における事故品の発生を防止するため、販売前の下見を十分に行わせるとともに見本の抽出開函に当たっては、荷口を十分代表し得るものとするよう留意しなければならない。
- (3) 仲卸業者及び売買参加者は、販売前の下見を十分に行い適正な価格で買受けするよう留意しなければならない。
- (4) 卸売業者、仲卸業者及び売買参加者は、販売後の事故品発生による出荷者の市場に対する不信、不満等を未然に防止し、市場の信用維持高揚のために努めなければならない。

#### 附 則

この要領は、昭和59年4月17日から施行する。

#### 附 則（平成9年9月22日改正）

この要領は、平成9年9月22日から施行する。

#### 附 則（平成12年5月17日改正）

この要領は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成18年3月31日改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

#### 附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

要領4第1号様式（1関係）

受託物品異状確認書

第 号

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第30条第2項の確認の結果は、下記に相違ありません。

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長

印

受託物品異状確認申請書（写し）

卸売物品異状確認書

第 号

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第28条の確認の結果は、下記に相違ありません。

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長

印

卸売物品異状確認申請書（写し）

## 販売原票取扱要領（要領5）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者が作成する販売原票については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第52条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 販売原票の作成

販売原票（第62号様式）は、市場における卸売に際して、出荷者に対する売買仕切書並びに仲卸業者及び売買参加者等に対する販売代金の請求書等の作成の基礎となる重要な帳票であるので、次に定めるところにより適正かつ確実に取扱うものとする。

- (1) 販売原票には、一連番号を付さなければならない。
- (2) 販売原票には、黒色のボールペン等で、容易に判読できるように明確に記載しなければならない。
- (3) 販売原票に余白が生じたときは、余白の全体にかけてかならず斜線を引かなければならない。

### 2 電子販売原票の使用

電子販売原票とは、卸売業者が物品の卸売をしたとき、直ちにコンピューター処理により作成した販売原始記録の電子データをいう。

- (1) 場長は、効率的な取引と迅速な取引結果の公開等により市場の情報化を促進するため、規則第52条に規定する販売原票は次に掲げる要件すべてを満たすものを電子販売原票として認めるものとする。ただし、場長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

ア 卸売場において取引結果が即時にコンピューター入力される現場入力システムであること。

イ 入力年月日及び入力時刻が記載されること。

ウ 電子販売原票の記載内容の確認が必要なときは、速やかにコンピューター画面又は書面に出力ができること。

エ CD-R等上書きできない電磁的記録媒体に保存するなど改ざん防止措置が確実に行われること。

オ 電子販売原票を提出するときは、場長が閲覧可能なソフトウェアで行うこと。

- (2) 電子販売原票を使用しようとする卸売業者は、あらかじめ電子販売原票使用申出書（要領5第1号様式）を場長に提出し、検査を受けなければならない。

### 3 記載事項の訂正

- (1) 販売原票に記載した事項は、みだりに訂正してはならない。
- (2) 販売原票に記載した事項の訂正は、抹消した記載事項が、読みとれるようにしておかなければならない。
- (3) 電子販売原票の訂正は、訂正箇所が確認できるようにするものとする。

### 4 販売原票の汚損又は破損

- (1) 卸売業者は、販売原票を汚損又は破損した場合には、当該販売原票を書きかえ後の販売原票に添付しなければならない。
- (2) 卸売業者は、販売原票を汚損又は破損した場合には、書きかえ後の販売原票の一連番号の

上に「〇〇番書きかえ」と記載しなければならない。

附 則

この要領は、昭和59年4月17日から施行する。

附 則（平成12年5月17日改正）

この要領は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月31日改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年2月5日日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。



電子販売原票使用申出書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部卸売業者  
名称  
代表者氏名

下記のとおり電子販売原票を使用したいので、関係書類を添付して申し出ます。

記

電子販売原票への 移行予定年月日	
理 由	
添 付 書 類	
1 電子販売原票の作成方法及び保存方法 2 卸売業者で保存した記録内容を閲覧するための機器及びソフトウェア 3 電子販売原票の様式 4 電子販売原票の改ざん防止措置 5 入力内容に訂正があった場合の措置 6 電子販売原票の保存期間	

## 仲卸業者許可取扱要領（要領6）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の仲卸業者の許可については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第9条及び同条例施行規則第14条から第17条までに定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 責務

仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適切かつ健全に運営し、主たる買い入れ先である卸売業者から取扱物品を買い受けて、流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

### 2 許可基準

卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有していると認められ、次の各号の要件すべてを満たしている者であること。

- (1) 法人の代表者が、申請時において年齢が満20歳以上の者であること。
- (2) 法人の代表者が、取扱品目の取引業務に現に従事する当市場における売買参加者として満5年以上の業務経験を有する者であること。
- (3) 市場での取引業務に継続して参加でき、仲卸業務に専念できる者であること。
- (4) 正当な理由なくして、遅延した支払債務を有しない者であること。
- (5) 市場での売買取引に関し、卸売業者又は代払機関との間に代金決済及び支払保証の契約を締結することができる者であること。
- (6) 卸売業者からの年間買付金額が、青果部においては2億円以上、花き部においては6千万円以上見込まれる者であること。
- (7) 納税義務を履行している者であること。
- (8) 資本金又は出資の額が、青果部においては700万円以上、花き部においては300万円以上であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (10) 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのない者であること。

### 3 審査

- (1) 知事は、仲卸業務の許可申請がある場合、書類審査、面接審査及び業務実態調査等の厳正な審査を行い、許可又は不許可を決定する。
- (2) 知事は、条例第9条第1項の規定による許可をしないときは、申請者に対して卸売業務不許可通知書（要領6第1号様式）により通知するものとする。
- (3) 知事は、仲卸業者から規則第17条による不適格事項該当の届出があるときまたは条例第9条第2項において準用する事項に該当することを知事が確認したことにより、条例第9条の許可の取消しを行ったときは、仲卸業者に対して仲卸業務許可取消通知書（要領6第2号様式）により通知するものとする。

### 4 業務許可証再交付申請

仲卸業者は、業務許可証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく、仲卸業務許可証再交付申請書（要領6第3号様式）によりその旨を知事に届け出てその再交付を受けなければならない

#### 5 仲卸業者章の有効期間

- (1) 仲卸業者章（第19号様式）の有効期間は5年以内とする。
- (2) 更新時期は部類毎に定め、既に承認されている同部類の仲卸業者章の有効期間までとし、以降は更新の日から起算して5年とする。

#### 6 仲卸業者章の更新

- (1) 仲卸業者は、5の有効期間満了後も、引き続き仲卸業務を行うときは、仲卸業者章の更新を申請しなければならない。
- (2) 6(1)の申請は、仲卸業者章更新申請書（要領6第4号様式）に、次に掲げる書類を添付して、承認の有効期間満了の30日前までに場長に提出しなければならない。
  - ア 誓約書（第5号様式）
  - イ 住民票の写し又は運転免許証の写し等これに準ずる書類
  - ウ 写真（縦4cm 横3cm、3カ月以内の撮影）1枚

#### 附 則

この要領は、平成20年2月15日から施行する。

#### 附 則（平成23年10月25日改正）

この要領は、平成23年10月25日から施行する。

#### 附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

#### 附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

#### 附 則（令和3年4月20日改正）

この要領は、要領6第3号様式及び第4号様式の一部を改正し、令和3年4月20日から施行する。

要領 6 第 1 号様式 (3 関係)

沖縄県指令中卸第 号

住所  
名称  
代表者氏名

仲卸業務不許可通知書

年 月 日付けで許可申請のあった事業者については、次の理由により不許可としましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

(理由)

要領 6 第 2 号様式（3 関係）

沖縄県 中卸第 号

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者  
名称 許可番号 第 番  
代表者氏名

仲卸業務許可取消通知書

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第 9 条第 1 項の規定により許可している仲卸業務について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事 印

（理由）

この決定に不服がある場合は、この仲卸業務許可取消しについての通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

仲卸業務許可証再交付申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者  
名称  
代表者氏名

仲卸業者許可取扱要領 4 の規定により、仲卸業務許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

名称	
代表者氏名	
取扱品目の部類	部
許可番号	第 号
再交付の理由	

仲卸業者章更新申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者  
名称  
代表者氏名

仲卸業者許可取扱要領6の規定により、仲卸業者章の更新を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名称	
フリガナ 代表者氏名	
取扱品目の部類	部
許可番号	第 番
業務許可年月日	年 月 日
備考	

注1 氏名にはフリガナをふること。

2 仲卸業者章を紛失し、返却出来ないときは、備考に紛失した時期、場所、理由等を記入すること。

## 売買参加者承認取扱要領（要領7）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の売買参加者の承認については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条から第12条まで及び同条例施行規則（以下「規則」という。）第18条から第24条までに定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 責務

売買参加者は、市場において卸売業者及び仲卸業者から買い受けた取扱物品の流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

### 2 対象業者

売買参加者の承認を受けることができる者は、県内に店舗を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般消費者に青果物又は花きを販売することを業務とする小売業者
- (2) 青果物又は花きを販売することを業務とする加工業者
- (3) 大口需要者
- (4) 市場の卸売業者及び仲卸業者でない青果物又は花きの卸売業者
- (5) 農業協同組合及び消費生活協同組合法に基づく協同組合
- (6) その他知事が必要と認める者

### 3 承認基準

卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有していると認められ、次の各号の要件すべてを満たしている者であること。

- (1) 個人である場合は、申請時において原則として満20歳以上の者であること。
- (2) 取扱品目の取引業務に現に従事し、かつ、満3年以上の経験を有する者であること。
- (3) 県内に住所を有し、市場での取引業務に継続して参加できる者であること。
- (4) 法人である場合は、常時売買に参加する者が3(1)、(2)及び(3)の資格条件を具備している者であること。
- (5) 青果物又は花き取引に係わる代金決済を的確に履行していると認められる者であること。
- (6) 青果部においては市場での売買取引に係わる代金決済に関する制度に加入し、必要な支払保証金を預託することができる者であること。花き部においては卸売業者と支払いに関する特約を結ぶことができる者であること。
- (7) 卸売業者からの年間買付金額が、青果部においては800万円以上、花き部においては100万円以上見込まれる者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (9) 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのない者であること。

### 4 承認の申請

売買参加者の承認を受けようとする者は、規則第18条第1項に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。



(1) 申請者が個人の場合 次のアからオまでに掲げる書類

- ア 営業概要書（要領7第1号様式）
- イ 資産調書（第25号様式）
- ウ 最近1年間の所得税の確定申告書の写し
- エ 個人事業税納税証明書
- オ 残高証明書

(2) 申請者が法人の場合 次のアからカまでに掲げる書類

- ア 営業概要書（要領7第1号様式）
- イ 資産調書（第25号様式）
- ウ 最近1年間の財産目録
- エ 貸借対照表及び損益計算書
- オ 法人事業税納税証明書
- カ 残高証明書

5 承認の申請時期

売買参加者の承認の申請は、随時できるものとする。

6 審査

- (1) 知事は、売買参加者の承認申請がある場合、書類審査、面接審査及び業務実態調査等の厳正な審査を行い、承認又は不承認を決定する。
- (2) 知事は、条例第10条第1項の規定による承認をしないときは、申請者に対して売買参加者不承認通知書（要領7第2号様式）により通知するものとする。
- (3) 知事は、売買参加者から規則第24条による不適格事項該当の届出があるとき、または条例第11条に掲げることを知事が確認したことにより、条例第10条の許可の取消しを行ったときは、売買参加者に対して売買参加承認取消通知書（要領7第3号様式）により通知するものとする。

7 承認の有効期間

- (1) 承認の有効期間は5年以内とする。
- (2) 更新時期は部類毎に定め、既に承認されている同部類の売買参加者の有効期間までとし、以降は承認更新の日から起算して5年とする

8 承認の更新

- (1) 承認の更新は部類毎に行う。
- (2) 承認の更新を受けようとする者は規則第21条第2項の規定に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
  - ア 申請者が個人の場合 次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類
    - (ア) 誓約書（第5号様式）
    - (イ) 住民票の写し又は運転免許証の写し等これに準ずる書類
    - (ウ) 写真（縦4cm 横3cm、3カ月以内の撮影）1枚
  - イ 申請者が法人の場合 次のアからウまでに掲げる書類
    - (ア) 誓約書（第5号様式）
    - (イ) 代表者及び常時売買に参加する者の住民票の写し又は運転免許証の写し等これに準ず

る書類

(ウ) 代表者及び常時売買に参加する者の写真

- (3) 直近2年間連続で卸売業者からの年間買付金額が、3(7)に規定する承認基準を満たしていないときは、売買参加者の承認更新に係る理由書(要領7第4号様式)を提出しなければならない。

## 9 名称変更等

名称変更等の届出をする者は規則第23条第2項の規定に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 代表者を変更する場合 次のアからオまでに掲げる書類

- ア 履歴書(第2号様式)
- イ 誓約書(第5号様式)
- ウ 本籍の記載のある住民票の写し
- エ 市町村長が発行する身分証明書
- オ 写真

(2) 申請者が法人で常時売買参加者を変更する場合 次のアからエまでに掲げる書類

- ア 履歴書(第2号様式)
- イ 本籍の記載のある住民票の写し
- ウ 市町村長が発行する身分証明書
- エ 写真

(3) 住所を変更する場合 アに掲げる書類

- ア 営業概要書(要領7第1号様式)

## 10 台帳の作成

知事は、承認した売買参加者の台帳を作成し、適切に管理するものとする。

附 則

この要領は、条例の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年5月9日から施行する。

附 則(平成9年9月22日改正)

この要領は、平成9年9月22日から施行する。

附 則(平成12年5月17日改正)

この要領は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年3月29日改正)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日改正)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月31日改正)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月8日改正)

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則(令和3年2月5日改正)

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

営業概要書

フリガナ 名称						
店舗(営業所) の所在地	〒  (TEL) (FAX) (HP) (e-mail)					
営業の種類  ※該当するものに ○をする。	1. 一般小売業 2. 加工業者 3. 大口需要者(ホテル・飲食店等) 4. 青果物卸売業 5. スーパー 6. 生協 7. 給食・外食納品業者 8. その他( )			1. 小売業(花屋) 2. 小売業(園芸) 3. 造園 業 4. 冠婚葬祭業 5. 農協・生協 6. ホームセンター・スーパー 7. その他( )		
従業員数	青果部		花き部		その他	
	常時雇用	人	常時雇用	人	常時雇用	人
	臨時雇用	人	臨時雇用	人	臨時雇用	人
	計	人	計	人	計	人
現在の仕入先 ※仕入金額の多い順に 取引先名を記入する。	1. 2. 3.			1. 2. 3.		
店舗(営業所)の位置 ※地図を記入する。						
写真1(店舗正面)				写真2(店内)		

要領7第2号様式（6関係）

沖縄県指令中卸第 号

住所

名称

代表者氏名

売買参加者不承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった事業者については、次の理由により不許可としましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

(理由)

要領7第3号様式（6関係）

沖縄県 中卸第 号

沖縄県中央卸売市場 部売買参加者  
名称 承認番号 第 号  
代表者氏名

売買参加者承認取消通知書

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により承認している売買参加者について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

（理由）

この決定に不服がある場合は、この売買参加者承認取消しについての通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

売買参加者の承認更新に係る理由書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部 売買参加者  
 名称 承認番号 第 号  
 代表者氏名

売買参加者承認取扱要領8(3)の規定により、承認基準である卸売業者からの年間買付金額（青果部800万円、花き部100万円以上）を直近2年連続で下回ってしまいましたが、承認の更新の受けたいので、その理由と今後の計画について下記のとおり報告いたします。

記

1 卸売業者からの年間買付金額が、直近2年間連続で承認基準を下回ってしまった理由（出来るだけ具体的に記入する）

2 今後2年間の卸売業者から買付方針（出来るだけ具体的に記入する）

3 今後2年間の年間買付計画

単位：千円

		1年目 ( 年 月 日～ 年 月 日)		2年目 ( 年 月 日～ 年 月 日)	
青果部	花き部	売上	売上原価 (仕入)	売上	売上原価 (仕入)
野菜	切花				
卸売業者からの買付					
果物	鉢物				
卸売業者からの買付					
その他	その他				
合計					
卸売業者からの買付					

## 関連事業者許可要領（要領8）

沖縄県中央卸売市場における関連事業者の許可については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第13条から第15条及び条例施行規則第25条から第29条に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 1 責務

関連事業者は、市場内の施設において、市場の機能の充実を図り、又は市場の利用者に便益を提供する業務を適切かつ健全に運営し、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

### 2 許可基準

関連事業を適確に遂行するのに必要な知識、経験、資力及び信用を有していると認められ、次の各号の全てを満たしている者であること。

- (1) 年齢が満20歳以上の者であること。
- (2) 申請した業務に現に従事し、かつ1年以上の経験を有する者であること。
- (3) 法人にあっては、代表者及び当該業務に従事する役員が2(1)及び(2)に該当する者であること。
- (4) 100万円以上の事業資金又は事業資金に繰り入れることが可能な資産を有している者であること。
- (5) 関係法令による許可が必要な業務にあって、当該許可を受けている者であること。
- (6) 納税の義務を履行している者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのない者であること。

### 3 審査

- (1) 知事は、関連業者の許可申請がある場合、書類審査、面接審査及び業務実態調査等の厳正な審査を行い、許可又は不許可を決定する。
- (2) 知事は、関連事業者から規則第28条による不適格事項該当の届出があるとき、または条例第14条に該当することを知事が確認したことにより、条例第13条第1項の規定による許可をしないときは、申請者に対して関連事業者営業不許可通知書（要領8第1号様式）により通知するものとする。
- (3) 知事は、条例第14条の許可の取消しを行ったときは、関連事業者に対して関連事業者営業許可取消通知書（要領8第2号様式）により通知するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成18年7月11日から施行する。

#### 附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年6月8日改正）



この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

要領 8 第 1 号様式 (3 関係)

沖縄県指令中卸第 号

住所  
名称  
代表者氏名

関連事業者営業不許可通知書

年 月 日付けで許可申請のあった事業者については、次の理由により不許可としましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

(理由)

要領 8 第 2 号様式 (3 関係)

沖縄県 中卸第 号

住所

名称

許可番号 第 号

代表者氏名

関連事業者営業許可取消通知書

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により許可している関連事業者について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

(理由)

この決定に不服がある場合は、この関連事業者営業許可取消しについての通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

## 仲卸補助者及び売買参加補助者の承認取扱要領（要領 9）

沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）の仲卸補助者及び売買参加補助者については、沖縄県中央卸売市場の設置と管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 16 条及び第 22 条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 責務

仲卸補助者及び売買参加補助者（以下「補助者」という。）は、仲卸業者及び売買参加者を補助し、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

### 2 承認基準

補助者の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 申請時において原則として満 20 歳以上であること。
- (2) 当該仲卸業者又は売買参加者の役員又は使用人であること。
- (3) 取引業務の経験を満 1 年以上有すること。
- (4) 卸売業者の行う卸売に参加するのに必要な知識及び能力を有する者であること。
- (5) 補助者の承認の取消しを受けた者である場合にあっては、その取消しの日から起算して 1 年を経過している者であること。

### 3 承認の申請

仲卸業者及び売買参加者は、補助者の承認を受けようとするときは、規則第 16 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に規定で定める書類のほか、雇用証明書（要領 9 第 1 号様式）を添付して提出しなければならない。なお、規則第 16 条第 2 項第 2 号及び第 22 条第 2 項第 2 号に規定する身分証明書を得ることのできない日本国籍を有しない者に限り、身分証明書に代わる誓約書（要領 9 第 2 号様式）を提出することにより、身分証明書の提出に代えることができる。

### 4 承認の有効期間

- (1) 承認の有効期間は 5 年以内とする。
- (2) 更新時期は部類毎に定め、既に承認されている同部類の補助者の有効期間までとし、以降は承認更新の日から起算して 5 年とする。ただし、日本国籍を有しない者にあっては、在留できる期間の満了の日が当該承認の有効期間の満了の日より早い場合には、この有効期間を在留できる期間の満了の日までとし、本邦に在留できる期間が延長されたことが確認できる場合においては既に承認されている同部類の補助者の有効期間までは当該承認を延長できるものとする。

### 5 承認の更新

- (1) 承認の更新は部類毎に行う。
- (2) 仲卸業者及び売買参加者は、4 の有効期間満了後も、引き続き補助者として設置するときには、補助者の承認の更新を申請しなければならない。

(3) 5(2)の承認の更新の申請は、仲卸（売買参加）補助者承認更新申請書（要領9第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して、承認の有効期間満了の30日前までに場長に提出しなければならない。

- ア 住民票の写し又は運転免許証の写し等これに準ずる書類
- イ 写真（縦4cm 横3cm、3カ月以内の撮影）1枚

#### 6 補助者の売買参加の停止及び承認の取消し

(1) 場長は、補助者が次の各号のいずれかに該当するときは、その売買参加を停止し、又はその承認を取り消すものとする。

- ア 市場に関する法令等に違反したとき。
- イ 市場の売買取引に関して不正な行為を行ったとき。
- ウ 市場において他人の業務を妨害したとき。

(2) 場長は、6(1)による停止又は取り消しを行ったときは、仲卸業者又は売買参加者に対して仲卸（売買参加）補助者（停止・取消）通知書（要領9第3号様式）により通知するものとする。

#### 7 台帳の作成

場長は、承認した仲卸補助者及び売買参加補助者の台帳を作成し、適切に管理するものとする。

##### 附 則

この要領は、昭和59年4月17日から施行する。

##### 附 則（平成9年9月22日改正）

この要領は、平成9年9月22日から施行する。

##### 附 則（平成12年5月17日改正）

この要領は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。平成12年の更新手続き期間中に現に更新申請のあるものについてはこの要領に基づくものとする。

##### 附 則（平成18年3月31日改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

##### 附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

##### 附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

##### 附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

##### 附 則（令和4年5月2日改正）

この要領は、令和4年5月2日から施行する。

雇用証明書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場

部仲卸業者・売買参加者

名称

許可・承認番号 第 号

代表者氏名

下記のとおり雇用していることを証明いたします。

記

1. 従業員氏名	
2. 採用年月日	年 月 日
3. 採用職種又は採用形態	1. 正社員 2. 臨時職員（アルバイト・パート等） 3. その他（ ）
4. 勤務時間	午前 時 分 ～ 午前 時 分 午後 時 分 ～ 午後 時 分
2. 給与月額又は時給額	1. 月給 円（ 年 月分） 2. 時給 円

注1 区分等については該当するものに○をつけてください。

2 月給については、直近の支給額を記入してください。

3 委託業者との契約書を提出する場合はこの証明書は不要です。

要領9第2号様式（3関係）

身分証明書に代わる誓約書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者

名称 許可・承認番号 第 号

（仲卸・売買参加）補助者申請者氏名

- 1 私は成年被後見人とみなされる者（禁治産者）または被補佐人とみなされる者（準禁治産者）ではありません。
- 2 私は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではありません。

上記のとおり誓約いたします。

上記の通り相違ありません。

年 月 日

代表者氏名

要領 9 第 3 号様式 ( 5 関係)

仲卸 ( 売買参加 ) 補助者承認更新申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者

名称 許可・承認番号 第 号

代表者氏名

仲卸補助者及び売買参加補助者の承認取扱要領 5 ( 2 ) により、下記の者について仲卸 ( 売買参加 ) 補助者の承認の更新を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

役職名	氏 名	生年月日	住 所	承認年月日	承認番号
		年 月 日		年 月 日	



要領 9 第 4 号様式（6 関係）

沖縄県 中卸第 号

沖縄県中央卸売市場

部仲卸業者・売買参加者

名称

許可・承認番号 第 号

代表者氏名

仲卸（売買参加）補助者（停止・取消）通知書

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第 16 条 1 項（第 22 条第 1 項）の規定により承認している仲卸（売買）参加補助者について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県知事

印

（理由）

この決定に不服がある場合は、この仲卸（売買参加）補助者（停止・取消）についての通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

## 横持人承認取扱要領（要領10）

沖縄県中央卸売市場の物品の搬出については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第51条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 定義及び責務

- (1) 仲卸業者及び売買参加者は、沖縄県中央卸売市場長（以下「場長」という。）の承認を受けて、横持人（仲卸業者若しくは売買参加者の補助者以外の役員若しくは使用人又は仲卸業者若しくは売買参加者から物品の搬出の委託を受けた者、その役員及び使用人（以下「委託業者」という。）で、卸売場において、物品の搬出に携わるもの）を置くことができる。
- (2) 横持人は、仲卸業者及び売買参加者の卸売場における物品の搬出を補助し、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

### 2 横持人の承認

- (1) 1 (1)の承認を受けようとする仲卸業者及び売買参加者は、横持人承認申請書（要領10第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、場長に提出しなければならない。ただし、委託業者を申請する場合で個人を特定することが困難なときは、横持人承認申請書（要領10第1号様式の2）に、委託契約書の写しを添付して提出するものとする。

ア 運転免許証、学生証、パスポートなどの写し

イ 写真（縦4cm 横3cm 3カ月以内）

### 3 承認基準

7の承認の取消しを受けていない者又はその取消しの日から起算して1年以上を経過している者であること。

### 4 承認の有効期間

- (1) 承認の有効期間は5年以内とする。
- (2) 更新時期は部類毎に定め、既に承認されている同部類の横持人の有効期間までとし、以降は承認更新の日から起算して5年とする。

### 5 横持人章の交付及び着用

- (1) 場長は、横持人を承認したときは、横持人章（要領10第2号様式）を仲卸業者及び売買参加者に交付するものとする。ただし、委託業者等で個人を特定することが困難なときは、横持人章（要領10第2号様式その2）を交付する。
- (2) 横持人は、卸売場において、物品の搬出に携わるときは、横持人章を帽子につけ着用しなければならない。

### 6 横持人の承認の更新

- (1) 承認の更新は部類毎に行う。
- (2) 仲卸業者及び売買参加者は、横持人の有効期間の満了の日後も引き続き横持人を使用するときは、横持人承認更新申請書（要領10第3号様式）を有効期間満了の30日前までに、場長に提出しなければならない。この場合において、添付書類については1の規定を準用する。

## 7 横持人の廃止

仲卸業者及び売買参加者は、横持人を廃止するとき又は横持人がその資格を失ったときは、横持人廃止届出書（要領10第4号様式）に横持人章を添えて、遅滞なく、その旨を場長に届け出てなければならない。

## 8 横持人章の再交付

仲卸業者及び売買参加者は、横持人章を紛失し、又は汚損したときときは、横持人章再交付申請書（要領10第5号様式）により、遅滞なく、その旨を場長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

## 9 横持人の承認の取消し

- (1) 場長は、横持人が条例第50条、第51条若しくは沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第79条に該当したとき、又は交付した横持人章をつけた帽子を着用しないときは、その承認を取消することができる。
- (2) 場長は、9(1)による取り消しを行ったときは、仲卸業者又は売買参加者に対して横持人取消通知書（要領10第6号様式）により通知するものとする。

## 10 横持人の台帳の作成

場長は、承認した横持人の台帳を作成し、適切に管理するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成7年5月15日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以前に承認した横持人については、この要領に基づき承認したものとし、承認の有効期間を平成8年3月31日までとする。

### 附 則（平成12年5月17日改正）

- 1 この要領は、平成12年5月17日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以前に承認した横持人については、この要領に基づき承認したものとし、承認の有効期間を平成13年3月31日までとする。

### 附 則（平成13年2月5日改正）

この要領は、平成13年4月1日再交付対象の横持人から施行し、承認期間を平成17年3月31日までの4年間とし、以後5年間とする。

### 附 則（平成18年3月31日改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

### 附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。

横持人承認申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者  
名称 許可・承認番号 第 号  
代表者氏名

横持人承認取扱要領1の規定により、下記の者について横持人の承認を受けたいので、申請します。

記

フリガナ 氏名	生年月日	住所	雇用年月日	備考

- 注1 仲卸業者・売買参加者どちらかを○で囲むこと。  
2 氏名にはフリガナをふること。  
3 個人を特定して委託する場合は、委託契約の締結年月日及び備考欄に委託先の商号を記入し、委託契約書（写し）を添付すること。

横持人承認申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者  
名称 許可・承認番号 第 号  
代表者氏名



横持人承認取扱要領1の規定により、委託先である下記の者について横持人の承認を受けたいので、申請します。

記

委託業者	名称		
	住所		
	代表者名		
	電話番号		
委託業務の内容			
必要人員		人	人

注 委託契約書（写し）を添付すること。

横持人章  
(表)

	横持人
写 真	 番号

(裏)

名 前	
生年月日	年 月 日
名 称	
有効期限	年 月 日
年 月 日交付	沖縄県中央卸売市場

材 質 塩化ビニル

規 格 縦5.8センチメートル 横8.7センチメートル

地 色 白色

文字・数字 黒色

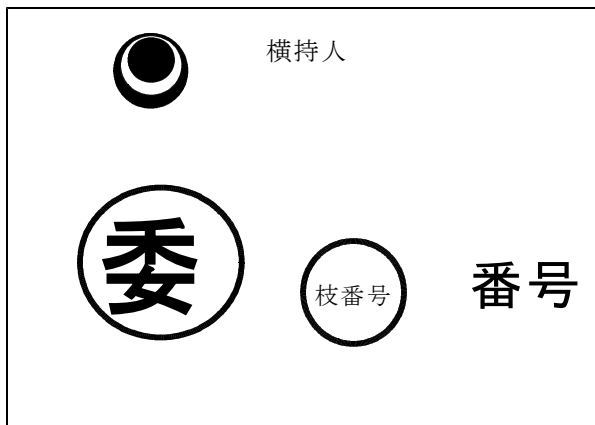
県 章 赤色

写真規格 縦3.3センチメートル 横2.5センチメートル

番 号 業者の番号に横持人ごとに枝番号を付けるものとする。

要領10第2号様式その2 (5関係)

(表)



(裏)

名	称
有効期限	年 月 日
年 月 日交付	沖縄県中央卸売市場

材 質 塩化ビニル

規 格 縦5.8センチメートル 横8.7センチメートル

地 色 白色

文字・数字 黒色

県 章 赤色

⊙委 赤字

番 号 業者の番号に横持人ごとに枝番号を付けるものとする。

横持人承認更新申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者  
名称 許可・承認番号 第 号  
代表者氏名

下記の横持人について、承認の更新を受けたいので、横持人承認取扱要領6の規定により申請します。

記

フリガナ 氏名	住所	承認年月日	備考

- 注1 氏名にはフリガナをふること。  
2 承認年月日は、承認通知書の承認期間の開始年月日を記入すること。  
3 委託業者を更新申請する場合は、委託契約書（写し）を添付すること。



横持人廃止届

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場  
名称  
代表者氏名

部仲卸業者・売買参加者  
許可・承認番号 第 号

下記の横持人を廃止したので、横持人承認取扱要領7の規定により届け出ます。

記

氏名	承認年月日	廃止の理由	備考

- 注1 承認年月日は、承認通知書の承認期間の開始年月日を記入すること。
- 2 横持人章を添付すること。
- 3 横持人章を紛失したときは、備考欄に紛失（時期及び場所を記す。）と記入すること。

横持人章再交付申請書

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 殿

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者  
名称 許可・承認番号 第 号  
代表者氏名

下記の横持人章の再交付を受けたいので、横持人承認取扱要領8の規定により申請します。

記

フリガナ 氏名	承認年月日	再交付を受けたい理由	備考

- 注1 氏名にはフリガナをふること。  
2 承認年月日は、承認通知書の承認期間の開始年月日を記入すること。  
3 理由欄には、紛失（時期及び場所を記す。）又は汚損の別を記入し、汚損の場合は横持人章を返還すること。

要領10第6号様式（9関係）

沖縄県 中卸第 号

沖縄県中央卸売市場 部仲卸業者・売買参加者  
名称 許可・承認番号 第 番  
代表者氏名

横持人承認取消通知書

横持人承認取扱要領9の規定により承認している横持人について、次の理由により取り消しましたので通知します。

年 月 日

沖縄県中央卸売市場長 印

（理由）

この決定に不服がある場合は、この横持人承認取消しについての通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に沖縄県知事に対して異議申立てをすることができます。

## 場内取締要領（要領11）

沖縄県中央卸売市場における業務の適正かつ円滑な運営を保持するための市場における秩序保持等については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第52条及び同条例施行規則第79条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 禁止行為

条例第52条第1項の市場秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 他人の物品を窃取すること
- (2) 許可なくゴミ類を持ち込み投棄すること
- (3) 建物及び器物を破損すること
- (4) 落書き等により施設を汚損すること
- (5) 許可なく市場施設にポスター、ビラ等を貼付すること
- (6) 指定場所以外で喫煙すること
- (7) たき火等をする事
- (8) 車両、台車、パレット等を放置すること
- (9) 腐敗した野菜等を放置するなどの不衛生な行為や、動物を持ち込むなど衛生上問題となる行為を行うこと
- (10) 開設者及び警備員の指示に従わないこと
- (11) 市場共有施設を利用して洗車等を行うこと
- (12) 使用許可を受けていない施設を無断で占有し利用すること
- (13) 2で定める交通規制に違反すること
- (14) その他各号に類する行為、又は他の法令に違反する行為を行うこと

### 2 交通規制

市場内に入出入りするものは、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 市場へ入場する車両は、所定の登録を行わなければならない。ただし、出荷や買い出しのために一時的に入場する車両についてはこの限りではない。
- (2) 市場へ入場した車両は、市場内において、2(1)の登録により発行された入場許可証を車両外から見える位置に掲示しなければならない。
- (3) 市場内の車両制限速度は、時速20kmとする。
- (4) 市場内において、車両は駐車場を横断してはならない。
- (5) 市場内において、車両は警笛をみだりに鳴らしてはならない。

### 3 違反者に対する措置

知事は、この要領に違反する者に対し警告又は条例47条に基づき別表に定める基準により入場停止若しくは資格の取消し等の処分を行うことができる。

別表 1

区分		処分	
1	(1)の規定に違反する者	入場停止	6ヶ月以内

〃	(2)	〃	〃	1ヶ月以内
〃	(3)	〃	〃	1ヶ月以内
〃	(4)	〃	〃	1ヶ月以内
〃	(5)	〃	〃	7日以内
〃	(6)	〃	〃	7日以内
〃	(7)	〃	〃	7日以内
〃	(8)	〃	〃	7日以内
〃	(9)	〃	〃	7日以内
〃	(10)	〃	〃	1ヶ月以内
〃	(11)	〃	〃	7日以内
〃	(12)	〃	〃	1ヶ月以内
〃	(13)	〃	〃	1ヶ月以内
〃	(14)	〃	〃	6ヶ月以内

別表 2

区分	処分
別表 1 で掲げる違反者で著しく秩序を乱した者	資格取消

附 則

この要領は、昭和59年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 8 日改正）

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 5 日改正）

この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

## 沖縄県中央卸売市場取引委員会設置要領（要領12）

### 1 目的

沖縄県中央卸売市場における売買取引に関し、市場関係者から意見を聴取するため、取引品目の部類ごとに、沖縄県中央卸売市場取引委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 任務

委員会は、次の事項を聴取する。

- (1) 第三者販売に関すること。
- (2) 直荷引きに関すること。
- (3) 商物分離に関すること。
- (4) その他取引に関すること。

### 3 組織

- (1) 委員会は、青果部は「別表1」、花き部は「別表2」に掲げる職をもって構成する。
- (2) 委員会に委員長を置き、卸売業者、仲卸業者、売買参加者の三者の代表が前記の順番で務める。
- (3) 副委員長は、次期委員長になるものが務め、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- (4) 委員長、副委員長の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。

### 4 会議

- (1) 委員会は、委員長がこれを招集し、これを主宰する。
- (2) 会議は過半数の出席をもって成立する。
- (3) 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事を予め委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りではない。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときには、各委員会に委員以外の者の出席を求めることが出来る。

### 5 事務局

- (1) 委員会の事務局は、沖縄県中央卸売市場管理事務所に置くものとする。
- (2) 事務局長は管理事務所業務班長が務める。

### 6 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が別に定める。

別表1 沖縄県中央卸売市場取引委員会（青果部）

区分	所属	役職名	備考
委員	沖縄協同青果株式会社	代表取締役社長	委員長及び副委員長は、 沖縄協同青果株式会社代

委員	沖縄協同青果株式会社	常務取締役 (管理担当)	表取締役社長、沖縄県青果卸協同組合理事長、沖縄県売買参加者協同組合理事長から選定。
委員	沖縄協同青果株式会社	常務取締役 (営業担当)	
委員	沖縄県青果卸売協同組合	理事長	
委員	沖縄県青果卸売協同組合	副理事長	
委員	沖縄県青果卸売協同組合	副理事長	
委員	沖縄県青果卸売協同組合 以外	代表取締役	
委員	沖縄県中央卸売市場売買 参加者協同組合	理事長	
委員	沖縄県中央卸売市場売買 参加者協同組合	副理事長	
委員	沖縄県中央卸売市場売買 参加者協同組合	副理事長	
事務局長	沖縄県中央卸売市場 管理事務所	業務班長	

別表2 沖縄県中央卸売市場取引委員会（花き部）

区分	所属	役職名	備考
委員	株式会社沖縄県花卉卸売 市場	代表取締役社長	委員長及び副委員長は、株式会社沖縄県花卉卸売市場代表取締役社長、沖縄県くみあい生花株式会社代表取締役社長、沖縄県花き部連絡協議会取引・事故処理合同委員会委員を務める仲卸業者及び売買参加者から選定。
委員	沖縄県くみあい生花株式 会社	代表取締役社長	
委員	仲卸業者	沖縄県花き部連絡協議会 取引・事故処理 合同委員会委員	

委員	仲卸業者	沖縄県花き部連絡協議会 取引・事故処理 合同委員会委員
委員	売買参加者	沖縄県花き部連絡協議会 取引・事故処理 合同委員会委員
委員	売買参加者	沖縄県花き部連絡協議会 取引・事故処理 合同委員会委員
事務局長	沖縄県中央卸売市場 管理事務所	業務班長

附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。



## 中央卸売市場関係事業者の各種申請・届出等手続一覧

法：卸売市場法  
 条：沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例  
 規：沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則

### 卸売業者関係

事務区分	提出書類名	提出期限	提出様式	法令等根拠	主な添付書類
			(規則、要領)		
許可の申請	卸売業者許可申請書	許可申請時	第1号様式	条4 規6 要領1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・役員の本籍地記載住民票の写し</li> <li>・役員の市町村長発行の身分証明書及び写真</li> <li>・最近2年間の事業報告書 (卸売市場法施行規則第7条1項別記様式第2号)</li> <li>・役員の履歴書(第2号様式)</li> <li>・株主、出資者及び組員名簿(第3号様式)</li> <li>・事業計画書(第4号様式)</li> <li>・申請者の誓約書(第5号様式)</li> <li>・その他知事の認める書類</li> </ul>
	卸売業務許可証再交付申請書	紛失又は汚損したときは、遅滞なく	要領1第3号様式	要領1	
譲渡	卸売業者(仲卸業者)事業譲渡し譲受け承認申請書	随時(事前)	第7号様式	条6 規8-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・役員の本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・役員の身分証明書及び写真</li> <li>・譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し</li> <li>・最近2年間の事業報告書 (卸売市場法施行規則第7条1項別記様式第2号)</li> <li>・役員の履歴書(第2号様式)</li> <li>・株主、出資者及び組員名簿(第3号様式)</li> <li>・事業計画書(第4号様式)</li> <li>・申請者の誓約書(第5号様式)</li> <li>・その他知事の認める書類</li> </ul>
合併	卸売業者(仲卸業者)合併承認申請書	随時(事前)	第8号様式	条6 規8-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・役員の本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・役員の身分証明書及び写真</li> <li>・合併に係る契約書の写し</li> <li>・最近2年間の事業報告書 (卸売市場法施行規則第7条1項別記様式第2号)</li> <li>・役員の履歴書(第2号様式)</li> <li>・株主、出資者及び組員名簿(第3号様式)</li> <li>・事業計画書(第4号様式)</li> <li>・申請者の誓約書(第5号様式)</li> <li>・その他知事の認める書類</li> </ul>

分割	卸売業者 (仲卸業者) 分割承認申請書	随時 (事前)	第9号様式	条6 規8-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款</li> <li>登記事項証明書</li> <li>役員の住民票の写し (本籍地記載)</li> <li>役員の身分証明書及び写真</li> <li>分割に係る計画書又は契約書の写し</li> <li>最近2年間の事業報告書 (卸売市場法施行規則 第7条1項別記様式第2号)</li> <li>役員の履歴書 (第2号様式)</li> <li>株主、出資者及び組員名簿 (第3号様式)</li> <li>事業計画書 (第4号様式)</li> <li>申請者の誓約書 (第5号様式)</li> <li>その他知事の認める書類</li> </ul>
開始等の届出	業務開始等届出書	遅滞なく	第10号様式	条7-① 規9-1	
	名称変更等届出書		第11号様式	条7-③ 規9-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款</li> <li>登記事項証明書</li> <li>役員の本籍地記載の住民票の写し</li> <li>役員の身分証明書及び写真</li> <li>役員の履歴書 (第2号様式)</li> <li>申請者の誓約書 (第5号様式)</li> <li>その他知事の認める書類</li> </ul>
せり人の届出	せり人届出書	随時 (事前)	第12号様式	条8-1 規12-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴書 (第2号様式)</li> <li>写真</li> </ul>
	せり人章 再交付申請書	紛失又は汚損したときは、 遅滞なく	第14号様式	規12-5	
	せり人 廃止届出書	遅滞なく	第15号様式	条8-4 規12-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>せり人章</li> </ul>
報告	卸売予定数量等 報告書	せり売を開始する1時間前までに	第39号様式	条17-3 規32-3-①	
	売上高報告書		第40号様式	条17-3 規32-3-②	
	主要品目販売価格 報告書		第41号様式		
	月間市況等報告	毎月10日までに	第42号様式	条17-3 規32-3-③	
	売上高日計表		第43号様式		
	取引金額報告書		第44号様式		
	品目別産地別 月間売上高報告書		第45号様式		
仲卸業者及び 売買参加者に対する 卸売結果報告書		第46号様式	条17-3 規32-3-④		
報告業	卸売業者事業報告書	毎事業年度の経過 後90日以内	卸売市場法 施行規則第7条1項 別記様式第2号	法規7 条22-1	
入札	入札票	品目、産地等を 表示し、 読み上げた後	第47号様式	条18 規36-2	

売買取引の方法	予約相対取引承認申請書	取引開始予定日の2日前までに	第48号様式	条18 規39-8 要領2	・取引に係る契約書の写し
	卸売の開始時間前の卸売承認申請書	先取りを行う前日までに	第49号様式	条18 規39-9 要領3	
	相対取引報告書	毎月10日までに	第50号様式	条18 規39-10	
財況産状	残高試算表		第51号様式	条22-3 規41	
第三者販売	仲卸業者及び 売買参加者以外の者への卸売結果報告書		第52号様式	条23 規42	
市場外にある物品の卸売報告	市場外にある生鮮食品等の卸売結果報告書	随時（事前）	第53号様式	条24 規43-1	
	市場外保管場所指定申請書		第54号様式	規43-2	
	市場外指定保管場所指定解除申出書		第55号様式	規43-3	
販売日変更	販売日変更承認申請書	条25ただし書きに規定する承認を受ける時	第56号様式	条25 規44-3	
販売代金の変更	卸売物品異状確認申請書	青果：翌販売日の正午 鉢物：翌販売日の正午 切花：翌販売日の午後5時	第57号様式	条28 規46-2 要領4	
受託契約	受託契約約款届出書	速やかに	第58号様式	条29 規47-1	
受託物品の異常検査	受託物品異状確認申請書	青果：販売予定日の正午 鉢物：販売予定日の午後3時 切花：販売予定翌営業日の正午	第59号様式	条30-2 規48-2 要領4	
販売原票等の作成	販売原票	物品を卸売したときは、直ちに	第62号様式	規52-1 要領5	
	売渡票	販売原票を作成したときは、直ちに	第63号様式	規53	
	荷渡票	物品を卸売したときは、直ちに	第64号様式	規54-1	
	売買仕切書	受託物品を卸売したときは、速やかに	第65号様式	規55-1	

仲卸業者関係

事務区分	提出書類名	提出期限	提出様式	法令等根拠	主な添付書類
			(規則、要領)		
許可の申請	仲卸業務許可申請書	許可申請時	第16号様式	条9 規14-1 要領6	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款</li> <li>登記事項証明書</li> <li>役員の本籍地記載の住民票の写し</li> <li>役員の身分証明書及び写真</li> <li>役員の履歴書(第2号様式)</li> <li>株主、出資者及び組員名簿(第3号様式)</li> <li>申請者の誓約書(第5号様式)</li> <li>事業実績書(第17号様式)</li> <li>事業計画書(第18号様式)</li> <li>その他知事の認める書類</li> </ul>
	仲卸業務許可証再交付申請書	紛失又は汚損したときは、遅滞なく	要領6第3号様式	要領6	
	仲卸業者章再交付申請書	紛失又は汚損したときは、遅滞なく	第14号様式	規12-5 規15-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真</li> </ul>
	仲卸業者章更新申請書	承認の有効期間満了の30日前までに	要領6第4号様式	要領6	<ul style="list-style-type: none"> <li>誓約書(第5号様式)</li> <li>免許証等の写し等</li> <li>写真</li> </ul>
譲渡	卸売業者(仲卸業者)事業譲渡し譲受け承認申請書	随時(事前)	第7号様式	条9-2 規17	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款</li> <li>登記事項証明書</li> <li>役員の本籍地記載の住民票の写し</li> <li>市町村長が発行する身分証明書及び写真(役員)</li> <li>譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し</li> <li>役員の履歴書(第2号様式)</li> <li>株主、出資者及び組員名簿(第3号様式)</li> <li>申請者の誓約書(第5号様式)</li> <li>事業計画書(第18号様式)</li> <li>最近2年間の事業報告書(第60号様式)</li> <li>その他知事の認める書類</li> </ul>
合併	卸売業者(仲卸業者)合併承認申請書	随時(事前)	第8号様式	条9-2 規17	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款</li> <li>登記事項証明書</li> <li>役員の本籍地記載の住民票の写し</li> <li>市町村長が発行する身分証明書及び写真(役員)</li> <li>合併に係る契約書の写し</li> <li>役員の履歴書(第2号様式)</li> <li>株主、出資者及び組員名簿(第3号様式)</li> <li>申請者の誓約書(第5号様式)</li> <li>事業計画書(第18号様式)</li> <li>最近2年間の事業報告書(第60号様式)</li> <li>その他知事の認める書類</li> </ul>

分割	卸売業者 (仲卸業者) 分割承認申請書	随時 (事前)	第9号様式	条9-2 規17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・役員の本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・市町村長が発行する身分証明書及び写真 (役員)</li> <li>・分割に係る計画書又は契約書の写し</li> <li>・役員の履歴書 (第2号様式)</li> <li>・株主、出資者及び組合員名簿 (第3号様式)</li> <li>・申請者の誓約書 (第5号様式)</li> <li>・事業計画書 (第18号様式)</li> <li>・最近2年間の事業報告書 (第60号様式)</li> <li>・その他知事の認める書類</li> </ul>
開始等の届出	業務開始等届出書	遅滞なく	第10号様式	条17 規9-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・役員の本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・市町村長が発行する身分証明書及び写真 (役員)</li> <li>・役員の履歴書 (第2号様式)</li> <li>・申請者の誓約書 (第5号様式)</li> <li>・その他知事の認める書類</li> </ul>
	名称変更等届出書		第11号様式	条9-2 規9-2	
補助者の承認等	仲卸補助者承認申請書	随時 (事前)	第20号様式	規16-2 要領9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・市町村長が発行する身分証明書</li> <li>・履歴書 (第2号様式) 及び写真</li> <li>・雇用証明書 (要領9第1号様式)</li> </ul>
	仲卸 (売買参加) 補助者承認更新申請書	承認の有効期間満了の30日前までに	要領9第2号様式	規16-2 要領9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証の写し等</li> <li>・写真</li> </ul>
	仲卸補助者章再交付申請書	紛失又は汚損したときは、遅滞なく	第14号様式	規12-5 規16-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真</li> </ul>
	仲卸補助者 (売買参加補助者) 廃止届出書	遅滞なく	第22号様式	規16-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲卸補助者章</li> </ul>
横持人の承認等	横持人承認申請書	随時 (事前)	要領10第1号様式又は様式の2	要領10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運連免許証の写し等</li> <li>・写真</li> </ul>
	横持人承認更新申請書	承認の有効期間満了の30日前までに	要領10第3号様式	要領10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運連免許証の写し等</li> <li>・写真</li> </ul>
	横持人廃止届	遅滞なく	要領10第4号様式	要領10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横持人章</li> </ul>
	横持人章再交付申請書	紛失又は汚損したときは、遅滞なく	要領10第5号様式	要領10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真</li> </ul>
報告業	仲卸業者事業報告書	毎事業年度の経過後90日以内	第60号様式	条32 規49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・その他知事が必要と認める書類</li> </ul>
直荷引	卸売業者以外の者からの買受け物品販売届出書	毎月10日までに	第61号様式	条33 規50	

売買参加者関係

事務区分	提出書類名	提出期限	提出様式	法令等根拠	主な添付書類
			(規則、要領)		
承認の申請	売買参加者承認申請書	承認申請時	第23号様式 (個人)	条10-1 規18-1 要領7	<b>【個人】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・市町村長が発行する身分証明書及び写真</li> <li>・最近1年間の所得税の確定申告の写し</li> <li>・個人事業税証明書</li> <li>・残高証明書</li> <li>・履歴書(第2号様式)</li> <li>・誓約書(第5号様式)</li> <li>・資産調書(第25号様式)</li> <li>・事業実績書(第26号様式)</li> <li>・事業計画書(第27号様式)</li> <li>・営業概要書(要領7第1号様式)</li> <li>・その他知事が必要と認めるもの</li> </ul>
			第24号様式 (法人)		<b>【法人】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・本籍地記載の住民票の写し、市町村長が発行する身分証明書及び写真(代表者及び常時売買参加者)</li> <li>・最近1年間の財産目録</li> <li>・貸借対照表及び損益計算書</li> <li>・法人事業税納税証明書</li> <li>・残高証明書</li> <li>・代表者及び常時売買参加者の履歴書(第2号様式)</li> <li>・申請者の誓約書(第5号様式)</li> <li>・資産調書(第25号様式)</li> <li>・事業実績書(第26号様式)</li> <li>・事業計画書(第27号様式)</li> <li>・営業概要書(要領7第1号様式)</li> <li>・その他知事が必要と認めるもの</li> </ul>
承認更新・廃止	売買参加者承認更新申請書	期間満了の30日前までに	第30号様式 (個人)	規21-2	<b>【個人】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書(第5号様式)</li> <li>・事業実績書(第26号様式)</li> <li>・運転免許証等の写し</li> <li>・写真</li> <li>・その他知事が必要と認めるもの</li> </ul>
			第31号様式 (法人)		<b>【法人】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の誓約書(第5号様式)</li> <li>・事業実績書(第26号様式)</li> <li>・運転免許証等の写し(代表者及び常時売買参加者)</li> <li>・写真(代表者及び常時売買参加者)</li> <li>・その他知事が必要と認めるもの</li> </ul>
	売買参加者の承認更新に係る理由書	承認更新申請時	要領7第4号様式	要領7	
	売買参加者者章再交付申請書	紛失又は汚損したときは、遅滞なく	第14号様式	規12-5 規20-3	
	売買参加者廃止届出書	随時	第34号様式	条12-1-① 規23-1	

名称変更等	名称変更等届出書	遅滞なく	第11号様式	条12-2 規23-2	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・市町村長が発行する身分証明書及び写真</li> <li>・履歴書（第2号様式）</li> <li>・誓約書（第5号様式）</li> <li>・その他知事の認める書類</li> </ul> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・市町村長が発行する身分証明書及び写真</li> <li>・履歴書（第2号様式）</li> <li>・誓約書（第5号様式）</li> <li>・その他知事の認める書類</li> </ul> <p>【住所を変更する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業概要書（要領7第1号様式）</li> </ul>
補助者の承認等	売買参加補助者承認申請書	随時	第32号様式	規22-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴書（第2号様式）</li> <li>・写真</li> <li>・本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・市町村長が発行する身分証明書</li> <li>・雇用証明書（要領9第1号様式）</li> </ul>
	仲卸（売買参加）補助者承認更新申請書	承認の有効期間満了の30日前までに	要領9第2号様式	要領9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証の写し等</li> <li>・写真</li> </ul>
	売買参加補助者章再交付申請書	紛失又は汚損したときは、遅滞なく	第14号様式	規12-5 規22-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真</li> </ul>
	仲卸補助者（売買参加補助者）廃止届出書	遅滞なく	第22号様式	規16-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買参加補助者章</li> </ul>
横持人の承認等	横持人承認申請書	随時（事前）	要領10第1号様式又は様式の2	要領10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証の写し等</li> <li>・写真</li> </ul>
	横持人承認更新申請書	承認の有効期間満了の30日前までに	要領10第3号様式	要領10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証の写し等</li> <li>・写真</li> </ul>
	横持人廃止届	遅滞なく	要領10第4号様式	要領10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横持人章</li> </ul>
	横持人章再交付申請書	随時	要領10第5号様式	要領10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真</li> </ul>

## 関連事業者関係

事務区分	提出書類名	提出期限	提出様式	法令等根拠	主な添付書類
			(規則、要領)		
許可の申請	関連事業者許可申請書	許可申請時	第35号様式	条13-1 規26-1 要領8	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・市町村長が発行する身分証明書</li> <li>・履歴書（第2号様式）</li> <li>・誓約書（第5号様式）</li> <li>・資産調書（第25号様式）</li> <li>・事業実績書（第36号様式）</li> <li>・その他知事が必要と認めるもの</li> </ul> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・代表者の市町村長が発行する身分証明書</li> <li>・代表者の本籍地記載の住民票の写し及び履歴書（第2号様式）</li> <li>・株主、出資者及び組合員名簿（第3号様式）</li> <li>・誓約書（第5号様式）</li> <li>・事業実績書（第36号様式）</li> <li>・事業計画書（第37号様式）</li> <li>・その他知事が必要と認めるもの</li> </ul>
名称変更等	名称変更等届出書	遅滞なく	第11号様式	条9 規29	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・市町村長が発行する身分証明書及び写真</li> <li>・履歴書（第2号様式）</li> <li>・誓約書（第5号様式）</li> <li>・その他知事の認める書類</li> </ul> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・本籍地記載の住民票の写し</li> <li>・市町村長が発行する身分証明書及び写真</li> <li>・履歴書（第2号様式）</li> <li>・誓約書（第5号様式）</li> <li>・その他知事の認める書類</li> </ul>

## 施設使用関係

事務区分	提出書類名	提出期限	提出様式	法令等根拠	主な添付書類
			(規則、要領)		
使用許可	市場施設使用許可申請書	随時（事前）	第67号	条36-2 規57	
変現更状	市場施設現状変更承認申請書		第69号	条37 規59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図</li> <li>・仕様書</li> <li>・費用見積書</li> </ul>
原状回復・返還	市場施設返還及び原状回復届出書	随時	第70号	条41-1 規62-1	
使用料減免	使用料減免申請書	随時（事前）	第72号	条43-2 規67	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理由を明らかにする書類</li> </ul>



## 卸売市場法

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 卸売市場に関する基本方針（第三条）
- 第三章 中央卸売市場（第四条―第十二条）
- 第四章 地方卸売市場（第十三条―第十五条）
- 第五章 雑則（第十六条・第十七条）
- 第六章 罰則（第十八条・第十九条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、卸売市場が食品等の流通（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。）において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。

4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

#### 第二章 卸売市場に関する基本方針

第三条 農林水産大臣は、卸売市場に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
- 二 卸売市場の施設に関する基本的な事項
- 三 その他卸売市場に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

- 4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第三章 中央卸売市場

#### (中央卸売市場の認定)

第四条 卸売市場（その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。）であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

- 2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

- 一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 卸売市場の名称
- 三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項
- 四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項
- 五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項
- 六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
- 七 卸売市場の卸売業者に関する事項
- 八 その他農林水産省令で定める事項

- 3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を添付しなければならない。

- 4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 卸売市場の業務の方法
- 二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

- 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

- 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
- 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
- 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

- 四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法

その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法  
五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表すること。
五 受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
六 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
七 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。

ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

二 中央卸売市場の名称

三 中央卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

(欠格事由)

第五条 地方公共団体以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の認定を受けることができない。

一 法人でない者

二 その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から二年を経過しないもの

三 第十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

四 第十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消し又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

(変更の認定)

第六条 中央卸売市場の開設者は、第四条第二項各号に掲げる事項又は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 中央卸売市場の開設者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第四条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(中央卸売市場の休止及び廃止)

第七条 中央卸売市場の開設者は、その中央卸売市場の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を、取引参加者に通知するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第八条 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 当該中央卸売市場の業務の全部が廃止されたとき。

二 当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定があつたとき。

2 中央卸売市場の開設者は、当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定を受けようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により第四条第一項の認定がその効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(指導及び助言)

第九条 農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。

(措置命令)

第十条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、その開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 当該中央卸売市場が、第四条第一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこととなったとき。
- 二 当該中央卸売市場が、第四条第五項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- 三 その開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったとき。
- 四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定（第六条第一項の変更の認定を含む。）又は第十三条第一項の認定（第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けたことが判明したとき。
- 五 その開設者が、次条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 六 その開設者が、この法律若しくは第五条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(報告及び検査)

第十二条 中央卸売市場の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第四章 地方卸売市場

(地方卸売市場の認定)

第十三条 卸売市場であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。

- 2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を都道府県知事に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。
  - 一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
  - 二 卸売市場の名称
  - 三 卸売市場の位置及び施設に関する事項

- 四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項
  - 五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項
  - 六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
  - 七 卸売市場の卸売業者に関する事項
  - 八 その他農林水産省令で定める事項
- 3 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。
- 4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 卸売市場の業務の方法
  - 二 取引参加者が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項
- 5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。
- 一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
  - 二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
  - 三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。
    - イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
    - ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。
    - ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。
- 四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。
- イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法
  - ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法
- 五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表すること。
五 決済の確保	（一） 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。

	(二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
六 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。

ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

二 地方卸売市場の名称

三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

（準用）

第十四条 第五条から第十条まで、第十一条（第一項第一号に係る部分を除く。）及び第十二条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第六条第一項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六条第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第十二条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十一条第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。

（農林水産大臣への報告等）

第十五条 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、地方卸売市場に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に関し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

## 第五章 雑則

（助成）

第十六条 国は、中央卸売市場の開設者であって食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが同法第六条第二項に規定する認定計画（次項において「認定計画」という。）に従って当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが認定計画に従って当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うように努めるものとする。

（都道府県が処理する事務等）

第十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

#### 第六章 罰則

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第七項又は第十三条第七項の規定に違反して、中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を称した者

二 第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則 （平成三〇年六月二二日法律第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日

二 附則第三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定（第二十七条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第四条、第十五条から第十八条まで及び第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（卸売市場に関する基本方針に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の卸売市場法（以下「新卸売市場法」という。）

第三条の規定の例により、卸売市場に関する基本方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた卸売市場に関する基本方針は、第三号施行日において新卸売市場法第三条の規定により定められたものとみなす。



(中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置)

第三条 その開設する卸売市場（新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場に該当するものをいう。次項から第四項までにおいて同じ。）について新卸売市場法第四条第一項の認定を受けようとする開設者（新卸売市場法第二条第三項に規定する開設者に該当する者をいう。第三項において同じ。）は、第三号施行日前においても、新卸売市場法第四条第一項から第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の申請があった場合においては、第三号施行日前においても、新卸売市場法第四条第五項及び第五条（次条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第四条第一項の認定を受けたものとみなす。

3 その開設する卸売市場について新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けようとする開設者は、第三号施行日前においても、同項から同条第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

4 前項の申請に係る卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事は、当該申請があった場合においては、第三号施行日前においても、新卸売市場法第十三条第五項及び新卸売市場法第十四条において準用する新卸売市場法第五条（次条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

5 第一条の規定による改正前の卸売市場法（次条において「旧卸売市場法」という。）第二条第三項に規定する中央卸売市場（次項において「旧中央卸売市場」という。）又は同条第四項に規定する地方卸売市場（次項において「旧地方卸売市場」という。）に係る第一項又は第三項の申請については、新卸売市場法第四条第二項又は第十三条第二項の規定にかかわらず、卸売市場（新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場をいう。次項において同じ。）の施設に関する事項その他の農林水産省令で定める事項の記載を省略することができる。

6 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際旧中央卸売市場又は旧地方卸売市場に該当している卸売市場は、同号に掲げる規定の施行の際第一項又は第三項の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、新卸売市場法第四条第七項又は第十三条第七項の規定にかかわらず、それぞれ中央卸売市場又は地方卸売市場と称することができる。

(卸売市場を開設する者の欠格事由に関する経過措置)

第四条 新卸売市場法第五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）（新卸売市場法第十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧卸売市場法第四十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により旧卸売市場法第八条の認可を取り消され、又は旧卸売市場法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により旧卸売市場法第五十五条の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第四条第一項の認定を取り消され、又は新卸売市場法第十四条において読み替えて準用する新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第十三条第一項の認定を取り消されたものとみなす。

(検討)

第十一条 政府は、この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第三十一条において同じ。）の施行後五年を目途として、食品等（新食品等流通法第二条第一

項に規定する食品等をいう。以下この条において同じ。)の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する食品等の流通構造の実現の観点から、新卸売市場法及び新食品等流通法の規定についてそれぞれ検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(参考)直近の改正：令和3年11月時点

公布日：平成30年6月22日

施行日：令和2年6月21日

## 卸売市場法施行令

内閣は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第一項及び第四項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第八条第一号、第十一条第一項、第七十三条第一項及び第二項並びに第七十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物）

第一条 卸売市場法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める農畜水産物は、次に掲げるものとする。

- 一 野菜及び果樹の種苗
- 二 牛、馬、豚、めん羊及び山羊の原皮  
（生鮮食料品等の取引に関する法律）

第二条 法第五条第二号（法第十四条において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
- 三 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）
- 四 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
- 五 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）
- 六 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
- 七 と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）
- 八 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）
- 九 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）
- 十 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）
- 十一 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）
- 十二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
- 十三 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）
- 十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）
- 十五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）
- 十六 計量法（平成四年法律第五十一号）
- 十七 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）
- 十八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）
- 十九 種苗法（平成十年法律第八十三号）
- 二十 健康増進法（平成十四年法律第百三号）
- 二十一 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）
- 二十二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年

法律第二十六号)

二十三 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

二十四 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）

二十五 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）

（都道府県が処理する事務）

第三条 法第十二条第二項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務（都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合（同一の都道府県の区域の一部をその区域とする地方公共団体のみが組織するものであって、同法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が加入しないものを除く。）が開設する中央卸売市場に係るものを除く。）は、都道府県知事が行うこととする。ただし、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項本文の規定に基づき法第十二条第二項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

附 則 （平成三〇年一〇月一七日政令第二九三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。ただし、第一条、第四条から第六条まで、第八条及び第十四条並びに次条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月二十一日）から施行する。

附 則 （令和元年七月一二日政令第五五号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（参考）直近の改正：令和3年11月時点

公布日：令和元年7月12日

施行日：令和元年7月12日

## 卸売市場法施行規則

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、卸売市場法施行規則を次のように定める。

（中央卸売市場の認定を受けることのできる卸売市場）

第一条 卸売市場法（以下「法」という。）第四条第一項の農林水産省令で定める基準は、その取扱品目が属する次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、その卸売場、仲卸売場及び倉庫（冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。）の面積の合計が、おおむねそれぞれ当該各号に定める面積（その取扱品目が当該各号の二以上の生鮮食料品等の区分に属する場合には、当該各号に定める面積のうち最も大きな面積）以上であることとする。

- 一 野菜及び果実 一万平方メートル
- 二 生鮮水産物 一万平方メートル
- 三 肉類 千五百平方メートル
- 四 花き 千五百平方メートル
- 五 前各号に掲げる生鮮食料品等以外の生鮮食料品等 千五百平方メートル

（中央卸売市場の認定の申請）

第二条 法第四条第二項に規定する申請書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

2 法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項とする。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 開設者に関する次に掲げる書類（開設者が地方公共団体である場合にあっては、二に掲げる書類）
  - イ 定款
  - ロ 登記事項証明書
  - ハ 役員名簿及び役員の履歴書
  - ニ 別記様式第七号の例により作成した直近年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（開設者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書）
  - ホ 法第五条第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

二 卸売市場の施設の配置図

三 卸売業者に関する次に掲げる書類（卸売業者が個人である場合にあっては、戸籍抄本又はこれに代わるもの及び二に掲げる書類）

- イ 定款
- ロ 登記事項証明書
- ハ 役員名簿
- ニ 別記様式第二号の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）

四 法第四条第五項第四号イ及びロに掲げる方法が公表されていることを証する書類

五 法第四条第五項第五号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合にあっては、次に掲げる書類

イ 当該遵守事項を定めるに当たって法第四条第五項第六号ロの規定により取引参加者の意見を聴いたことを証する書類

ロ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が法第四条第五項第六号ハの規定により公表されていることを証する書類

4 法第四条第三項に規定する業務規程には、その細則（同条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容に係るものに限る。）を委ねた規則（品目、数量、金額、割合その他の軽微な事項のみを委ねたものを除く。）を含む。

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第三条 法第四条第五項第三号ロの規定による公表は、当該卸売市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一 その日（開設者が定める時刻から翌日の当該時刻までの期間をいう。以下同じ。）の主要な品目の卸売予定数量

二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格と併せて公表すること。

二 前項第二号に掲げる事項にあつては、売買取引の方法ごとに、価格を高値（最も高い価格をいう。以下同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ。）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ。）に区分して行うこと。

（開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表）

第四条 法第四条第五項第四号の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

（卸売業者による売買取引の条件の公表）

第五条 法第四条第五項第五号の表の四の項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一 営業日及び営業時間

二 取扱品目

三 生鮮食料品等の引渡しの方法

四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（法第四条第五項第四号ロに掲げる方法として業務規程に定められた決済の方法に則したものに限る。）

六 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（受託拒否の正当な理由）

第六条 法第四条第五項第五号の表の五の項の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- 一 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
- 二 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が当該卸売市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると開設者が認める場合
- 三 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- 四 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- 五 販売の委託の申込みが法第四条第五項第五号の表の四の項の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- 六 販売の委託の申込みが当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- 七 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
  - ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
  - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者  
（卸売業者による事業報告書の作成等）

第七条 法第四条第五項第五号の表の六の項（二）の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第二号により作成し、当該事業年度経過後九十日以内に、開設者に提出しなければならない。

- 2 法第四条第五項第五号の表の六の項（二）の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。
- 3 法第四条第五項第五号の表の六の項（二）の農林水産省令で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。
- 4 法第四条第五項第五号の表の六の項（二）の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。
  - 一 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
  - 二 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
  - 三 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合
- 5 第一項の事業報告書には、法第四条第五項第六号の規定により卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をすることを制限する遵守事項を定めている場合にあつては、当該卸売をする卸売業者は、当該卸売の用に供する卸売市場の周辺の地域の施設の詳細を記載しなければならない。  
（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第八条 法第四条第五項第五号の表の七の項の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 その日の主要な品目の卸売予定数量
- 二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

三 その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（法第四条第五項第五号の表の四の項の規定並びに第五条第四号及び第六号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、主要な産地と併せて公表すること。

二 前項第二号に掲げる事項にあつては、価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

三 前項第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

イ せり売又は入札の方法による卸売（ハ又はニに掲げるものを除く。）

ロ 相対による取引の方法による卸売（ハ又はニに掲げるものを除く。）

ハ 法第四条第五項第六号の規定により卸売業者が仲卸業者その他の特定の買受人以外の買受人に対し生鮮食料品等の卸売をすることを制限する遵守事項を定めている場合にあつては、当該買受人に対する卸売

ニ 法第四条第五項第六号の規定により卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をすることを制限する遵守事項を定めている場合にあつては、当該生鮮食料品等の卸売（前条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設においてするものを除く。）

（卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件）

第九条 法第四条第五項第九号の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 開設者が、当該卸売市場の業務の運営に必要な資金を確保することができると見込まれること。

二 当該卸売市場の全ての取扱品目について卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業務を適確に遂行することができると見込まれること。

（中央卸売市場の認定の公示）

第十条 法第四条第六項の規定による公示は、インターネットの利用により行うものとする。

（中央卸売市場に係る変更の認定の申請）

第十一条 法第六条第一項の規定により変更の認定を受けようとする中央卸売市場の開設者は、別記様式第三号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は第二条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

（中央卸売市場に係る軽微な変更）

第十二条 法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 法第四条第二項第一号に掲げる事項の変更（開設者の変更を伴うものを除く。）

二 法第四条第二項第二号に掲げる事項の変更

三 法第四条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの

イ 当該中央卸売市場の面積の変更であつて、その面積の十パーセント以内を増減するもの

ロ 当該中央卸売市場の施設の変更であつて、その全ての施設の面積の十パーセント以内を増減するもの

四 法第四条第二項第四号に掲げる事項のうち、当該中央卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更



五 法第四条第二項第五号に掲げる事項の変更（開設者の組織の人員の十パーセント以上を減少するものを除く。）

六 法第四条第二項第六号に掲げる事項の変更

七 法第四条第二項第七号に掲げる事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該中央卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）

八 第二条第二項に定める事項の変更

九 業務規程の変更（法第四条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）

（中央卸売市場に係る変更の届出）

第十三条 法第六条第二項の規定による届出は、当該変更の日の七日後までに、別記様式第四号による届出書を提出してしなければならない。

2 中央卸売市場の開設者は、前条第三号から第九号までに掲げる変更については、その年度に係る法第十二条第一項の規定による報告をもって、前項の届出書の提出に代えることができる。

3 第一項の届出書の提出又は第二項の報告をする場合において、当該変更が業務規程又は第二条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

（中央卸売市場の休止又は廃止の通知及び届出）

第十四条 法第七条の規定による通知は、休止又は廃止の日の三十日前までに、その旨及びその理由を中央卸売市場の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表してしなければならない。

2 法第七条の規定による届出は、休止又は廃止の日の三十日前までに、別記様式第五号による届出書を提出してしなければならない。

（地方卸売市場の認定申請に係る届出）

第十五条 法第八条第二項の規定による届出は、法第十三条第一項の認定の申請後速やかに、別記様式第六号による届出書を提出してしなければならない。

（中央卸売市場の運営状況の報告）

第十六条 法第十二条第一項の規定による報告は、毎年度経過後四月以内に、別記様式第七号による報告書を提出してしなければならない。

2 前項の報告書には、当該中央卸売市場の卸売業者の最新の法第四条第五項第五号の表の六の項（二）の事業報告書を添付しなければならない。

（地方卸売市場の認定の申請）

第十七条 法第十三条第二項に規定する申請書は、別記様式第一号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）により作成しなければならない。

2 法第十三条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項とする。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類（都道府県が別に定める場合にあつては、その書類）を添付しなければならない。

一 開設者に関する次に掲げる書類（開設者が地方公共団体である場合にあつては、二に掲げる書類）

イ 定款

ロ 登記事項証明書

- ハ 役員名簿及び役員の履歴書
  - ニ 別記様式第七号（第三十条第一項の規定により都道府県が別に様式を定めた場合にあっては、当該様式）の例により作成した直近年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（開設者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書）
  - ホ 法第十四条において準用する法第五条第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
  - 二 卸売市場の施設の配置図
  - 三 卸売業者に関する次に掲げる書類（卸売業者が個人である場合にあっては、戸籍抄本又はこれに代わるもの及びニに掲げる書類）
    - イ 定款
    - ロ 登記事項証明書
    - ハ 役員名簿
    - ニ 別記様式第二号（第二十一条第一項の規定により都道府県が別に様式を定めた場合にあっては、当該様式）の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業計画書）
  - 四 法第十三条第五項第四号イ及びロに掲げる方法が公表されていることを証する書類
  - 五 法第十三条第五項第五号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合にあっては、次に掲げる書類
    - イ 当該遵守事項を定めるに当たって法第十三条第五項第六号ロの規定により取引参加者の意見を聴いたことを証する書類
    - ロ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が法第十三条第五項第六号ハの規定により公表されていることを証する書類
  - 4 法第十三条第三項に規定する業務規程には、その細則（同条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容に係るものに限る。）を委ねた規則（品目、数量、金額、割合その他の軽微な事項のみを委ねたものを除く。）を含む。（開設者による売買取引の結果等の公表）
- 第十八条 法第十三条第五項第三号ロの規定による公表は、当該卸売市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。
- 一 その日の主要な品目の卸売予定数量
  - 二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- （開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表）
- 第十九条 法第十三条第五項第四号の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。
- （卸売業者による売買取引の条件の公表）
- 第二十条 法第十三条第五項第五号の表の四の項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。
- 一 営業日及び営業時間
  - 二 取扱品目
  - 三 生鮮食料品等の引渡しの方法

四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（法第十三条第五項第四号ロに掲げる方法として業務規程に定められた決済の方法に則したものに限る。）

六 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）  
（卸売業者による事業報告書の作成等）

第二十一条 法第十三条第五項第五号の表の五の項（二）の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第二号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）により作成し、当該事業年度経過後九十日以内（都道府県が別に定める場合にあつては、その期限まで）に、開設者に提出しなければならない。

2 法第十三条第五項第五号の表の五の項（二）の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

3 法第十三条第五項第五号の表の五の項（二）の農林水産省令で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。

4 法第十三条第五項第五号の表の五の項（二）の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

一 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

二 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

三 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合  
（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第二十二条 法第十三条第五項第五号の表の六の項の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一 その日の主要な品目の卸売予定数量

二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

三 その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（法第十三条第五項第五号の表の四の項の規定並びに第二十条第四号及び第六号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）

（卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件）

第二十三条 法第十三条第五項第九号の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 開設者が、当該卸売市場の業務の運営に必要な資金を確保することができると見込まれること。

二 当該卸売市場の全ての取扱品目について卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業務を適確に遂行することができると見込まれること。

（地方卸売市場の認定の公示）

第二十四条 法第十三条第六項の規定による公示は、インターネットの利用、都道府県の公報への掲載その他の適切な方法により行うものとする。

（地方卸売市場に係る変更の認定の申請）

第二十五条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の規定により変更の認定

を受けようとする地方卸売市場の開設者は、別記様式第三号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は第十七条第三項各号に掲げる書類（同項の規定により都道府県が別に書類を定めた場合にあつては、当該書類。以下同じ。）の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

（地方卸売市場に係る軽微な変更）

第二十六条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（都道府県が別に定める場合にあつては、その変更）とする。

- 一 法第十三条第二項第一号に掲げる事項の変更（開設者の変更を伴うものを除く。）
- 二 法第十三条第二項第二号に掲げる事項の変更
- 三 法第十三条第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、当該地方卸売市場の施設の変更であつて、その全ての施設の面積の十パーセント以内を増減するもの
- 四 法第十三条第二項第四号に掲げる事項のうち、当該地方卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項の変更
- 五 法第十三条第二項第五号に掲げる事項の変更（開設者の組織の人員の十パーセント以上を減少するものを除く。）
- 六 法第十三条第二項第六号に掲げる事項の変更
- 七 法第十三条第二項第七号に掲げる事項の変更（卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。）
- 八 第十七条第二項に定める事項の変更
- 九 業務規程の変更（法第十三条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）

（地方卸売市場に係る変更の届出）

第二十七条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第二項の規定による届出は、当該変更の日の七日後まで（都道府県が別に定める場合にあつては、その期限まで）に、別記様式第四号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）による届出書を提出してしなければならない。

- 2 地方卸売市場の開設者は、前条第三号から第九号までに掲げる変更（都道府県が別に定める場合にあつては、その変更）については、その年度に係る法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による報告をもって、前項の規定による届出書の提出に代えることができる。
- 3 第一項の届出書の提出又は第二項の報告をする場合において、当該変更が業務規程又は第十七条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

（地方卸売市場の休止又は廃止の通知及び届出）

第二十八条 法第十四条において読み替えて準用する法第七条の規定による通知は、休止又は廃止の日の三十日前までに、その旨及びその理由を地方卸売市場の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表してしなければならない。

- 2 法第十四条において読み替えて準用する法第七条の規定による届出は、休止又は廃止の日の三十日前まで（都道府県が別に定める場合にあつては、その期限まで）に、別記様式第五号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）による届出書を提出してしなければならない。

(中央卸売市場の認定申請に係る届出)

第二十九条 法第十四条において読み替えて準用する法第八条第二項の規定による届出は、法第四条第一項の認定の申請後速やかに（都道府県が別に定める場合にあつては、その期限までに）、別記様式第六号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）による届出書を提出してしなければならない。

(地方卸売市場の運営状況の報告)

第三十条 法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による報告は、毎年度経過後四月以内（都道府県が別に定める場合にあつては、その期限まで）に、別記様式第七号（都道府県が別に定める場合にあつては、その様式）による報告書を提出してしなければならない。

2 前項の報告書には、当該地方卸売市場の卸売業者の最新の法第十三条第五項第五号の表の五の項（二）の事業報告書（都道府県が別に定める場合にあつては、その書類）を添付しなければならない。

(検査等の結果の報告)

第三十一条 卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号。以下「令」という。）第三条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした開設者の名称
- 二 報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした年月日
- 三 開設者がした報告の内容若しくは提出した資料の内容又は立入検査の結果
- 四 その他参考となる事項

(権限の委任)

第三十二条 法第六条第二項、第七条、第八条第二項並びに第十二条第一項及び第二項並びに令第三条第三項の規定による農林水産大臣の権限（法第十二条第二項の規定による立入検査の権限を除く。）は、地方農政局長に委任する。ただし、法第十二条第二項の規定による報告又は資料の提出を求める権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

(事前届出)

第三十三条 第十六条第一項の規定による報告書（以下この条及び次条において「報告書」という。）を提出しようとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出するときは、あらかじめ、報告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う旨、その開設者の名称、住所、代表者の氏名並びに連絡担当者の氏名及び連絡先その他の必要な事項を記載した届出書を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。
- 3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 農林水産大臣は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

(電子情報処理組織による報告書の提出)

第三十四条 電子情報処理組織を使用して報告書を提出しようとする者は、当該報告書を書面

等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項及び前条第二項の規定により付与された識別符号を、提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書を提出しなければならない。

- 2 報告書においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、前条第二項の規定により付与される識別符号を電子情報処理組織を使用して報告書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

附 則 （平成三〇年一〇月一七日農林水産省令第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年十月二十二日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条の規定 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十二月二十一日）

- 二 第一条、第三条、第四条、第六条、第七条及び第九条並びに附則第三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年六月二十一日）

（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定の申請に係る記載事項等の省略）

第二条 改正法附則第三条第五項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

- 一 改正法第一条の規定による改正前の卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下この項において「旧卸売市場法」という。）第二条第三項に規定する中央卸売市場（次項において「旧中央卸売市場」という。）に係る改正法附則第三条第一項の申請 改正法第一条の規定による改正後の卸売市場法（次号において「新卸売市場法」という。）第四条第二項第三号、第七号及び第八号に掲げる事項

- 二 旧卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場（第三項において「旧地方卸売市場」という。）に係る改正法附則第三条第三項の申請 新卸売市場法第十三条第二項第三号、第七号及び第八号に掲げる事項（都道府県が別に定める場合にあつては、その事項）

- 2 旧中央卸売市場に係る改正法附則第三条第一項の申請については、第一条の規定による改正後の卸売市場法施行規則（次項において「新卸売市場法施行規則」という。）第二条第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- 3 旧地方卸売市場に係る改正法附則第三条第三項の申請については、新卸売市場法施行規則第十七条第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる書類（第一号ニ及びホに掲げる書類を除き、都道府県が別に定める場合にあつては、その書類）の添付を省略することができる。

附 則 （令和元年五月七日農林水産省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って

使用することができる。

附 則 （令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和二年五月一五日農林水産省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年七月一六日農林水産省令第四二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の卸売市場法施行規則別記様式第二号は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

**（参考）直近の改正：令和3年11月時点**

公布日：令和3年7月16日

施行日：令和3年7月16日

# 卸売市場法関係事務処理要領

令和2年6月19日 2食産第1305号

食料産業局長通知

## 第1 趣旨

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の規定に基づく申請、届出等の事務処理については、法、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号。以下「施行令」という。）、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「施行規則」という。）及び農林水産省行政文書決裁規則（平成12年農林水産省訓令第14号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

## 第2 業務規程の軽微な変更をしたときの届出（法第6条第2項）について

- 1 施行規則第12条第3号から第9号に掲げる変更の届出については、その年度に係る第5の1に基づく報告をもって代えることができる。
- 2 地方農政局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）は、法第6条第2項の規定に基づく業務規程の軽微な変更についての届出書を受理したときは、速やかに、食料産業局長に送付するものとする。

## 第3 中央卸売市場の休止又は廃止の届出（法第7条）について

地方農政局長等は、中央卸売市場の休止又は廃止の届出書を受理したときは、速やかに、食料産業局長に送付するものとする。

## 第4 地方卸売市場の認定申請に係る届出（法第8条第2項）について

地方農政局長等は、地方卸売市場の認定申請に係る届出書を受理したときは、速やかに、食料産業局長に送付するものとする。

## 第5 運営状況報告書の提出（法第12条第1項）について

- 1 中央卸売市場の運営状況の報告は、毎年7月末日までに、地方農政局長等に、書面を提出すること又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に規定する電子情報処理組織を使用する方法により、行うものとする。なお、電子情報処理組織を使用する方法による際は、電磁的記録に、施行規則第33条第2項の規定により付与された識別符号を入力した上で、情報を暗号化するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の運営状況報告書を受理したときは、遅滞なく、食料産業局長に送付又は情報の格付及び取扱制限に関する規程（平成27年4月6日付け26評第716号）第13の3の各号に掲げる対策を例に安全確保のための適切な措置を講じて電磁的記録を送信するものとする。

## 第6 電子情報処理組織を使用して運営状況報告書を提出しようとするときの事前届出（施行規則第33条第1項）について

- 1 電子情報処理組織を使用して運営状況報告書を提出しようとするときの事前届出は、別記様式第1号により、行うものとする。また、当該届出事項に変更があった場合の届出は、別記様式第2号により、行うものとする。



- 2 食料産業局長は、別記様式第1号を受理したときは、速やかに、中央卸売市場開設者に付与した識別符号を記載した書面を当該中央卸売市場開設者に送付するものとする。
- 3 電子情報処理組織の使用を廃止するときの届出は、別記様式第3号により、行うものとする。

第7 都道府県知事が法第12条第2項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をした場合の結果報告（施行令第3条第3項）について

地方農政局長等は、施行令第3条第3項の規定に基づく報告書を受理したときは、速やかに、食料産業局長に送付するものとする。

#### 附則

- 1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 卸売市場法関係事務処理要領（昭和47年2月21日付47農経 C 第494号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和元年度における旧通知第7事業報告書の提出並びに第13の1の（1）及び（2）報告書の提出については、なお、従前の例によることとする。